

中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ沿いの異常な現象への
防災対応検討ワーキンググループ
第3回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ沿いの異常な現象への
防災対応検討ワーキンググループ（第3回）
議事次第

日 時 平成30年8月6日（月）10:00～12:58

場 所 中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）企業における防災対応について

（2）半割れ（大規模地震）／被害甚大ケースにおける具体的な防災対応につ
いて

4. 閉 会

○林（事務局） 定刻となりましたので、ただいまから「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」の第3回を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただき、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで進行させていただきます、7月31日より内閣府防災調査・企画担当の参事官をしております林と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に当たりまして、海堀政策統括官より御挨拶を申し上げます。

○海堀（政策統括官） 皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、第3回の「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」を開催させていただきましたところ、お集まりいただき、ありがとうございます。冒頭に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今回の西日本を中心とした7月豪雨でございますが、200名を超える方が犠牲となる水害となりました。この水害の特徴の一つは、被害が広域に及んでいるという点でございます。本検討ワーキンググループで対象にしています南海トラフ地震は、さらにそれを超える広域な影響が出るということで、その甚大さを考えると、政府としてしっかり考えていかなければいけないと思っています。

また、今回、けさほどのNHKさんの報道でもありましたが、特別の警報が出ても、そのことで避難をするという方が非常に少ないと。身近で起こったこと、あるいは消防団が来られたということを契機に避難されたと。母集団がどういふ母集団か、また後で我々は詳しく検討しなければいけません、そういう中で事前の情報をどう提供するか、あるいはそれを避難にどうつなげていくかというのは非常に大変な重い課題だと考えているところでございます。

これまでの2回の取り組みで、住民の避難のことについて、静岡県、高知県で既にモデル的に検討をされていることについて御議論いただいたところです。これは水害でもそうですが、事前に訓練をしたり、事前に検証をされたりしているエリアは今回も非常に被害が少ないというお話があります。そういったことを踏まえて、我々は今後、検討を進めていかなければいけないと考えています。

また、本日の議題としては、中部経済連合会の御協力を得て進めております企業における防災体制について御議論をいただき、これが1点目でございます。それを経た後に、2点目として、前回の住民避難の議論を踏まえて、南海トラフの半分の領域で一定の大規模な地震が発生した、そういったケースを対象に、それ以外のエリアでどのような具体的な防災対応ができるのか、それについての考え方あるいは社会的な仕組みづくり、枠組みづくりをどうしていくのかということについて御議論いただければと思います。

本日も闊達な御議論をお願いして、冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○林（事務局） 本日のワーキンググループ開催に際しては、川勝平太委員は公務のため欠席となりますので、静岡県危機管理監、杉保聡正様に代理で出席いただいております。

また、大林厚臣委員、清野純史委員、矢守克也委員は、本日御欠席となっております。
マスコミの方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○林(事務局) 議事に入ります前に、会議、議事要旨、議事録及び配付資料の公開についてですが、前回同様、会議は公開とし、別の会議室において、会議のテレビ中継を実施したいと考えております。

議事要旨につきましては、議論の要点のみを記載したものを事務局で作成し、福和主査に御確認いただいた後に、速やかに公表することといたしたいと考えております。また、議事録については、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者の名前も記載した上で、できる限り速やかに公表したいと考えております。

最後に、本日の資料につきましては、全て公開することとしたいと考えております。
この方針でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○林(事務局) ありがとうございます。特段の異議がないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、お手元に配付している資料を確認させていただきます。議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2、参考資料1、参考資料2がございます。また、一番後ろに中部経済連合会の冊子がございます。

資料が不足している場合は事務局までお知らせください。資料はよろしいでしょうか。

また、委員の皆様ご机の上の青いファイルに、前回までの会議資料をまとめておりますので、御活用ください。

それでは、ここからの進行は福和主査をお願いしたいと思います。福和主査、よろしくをお願いいたします。

○福和主査 承知しました。

おはようございます。これから議事に入らせていただきます。きょうは2つの議題がございますが、まず最初に、資料1「企業における防災対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

○古屋(事務局) 説明をさせていただきます。

資料1「企業における防災対応について」ということで、中部経済界で実施させていただいておりますモデル地区での検討結果をもとに、南海トラフ沿いで異常な現象が発生した際の企業における防災対応の方向性について示したものであります。

次のページをごらんください。中部での検討ですが、有識者、経済界、地方公共団体等から成る検討会を設置して実施したところであり、あいち・なごや強靱化共創センターの新井特任教授に座長をお願いさせていただきまして、こちらのページの右に記載されているようなメンバーで検討会を実施したところであり、この中で、中部経済連合会の協力を得て、30社の企業にヒアリングを実施させていただいたところでありまし

て、そのヒアリングの結果や、中部経済連合会等が実施したアンケートの結果を踏まえて、企業における新たな防災対応について整理させていただいたところでもあります。

次のページをごらんください。ヒアリングの内容に関してですが、大震法に基づく地震防災応急対策が求められている業種を念頭に、ヒアリングの対象企業を選定いたしました。こちらに書かれている大震法に基づく地震防災応急対策が求められている業種ですが、この真ん中の四角で書かれている①～④の業種になっております。例えば①で不特定かつ多数の者が出入りする施設、病院とかそういったところです。また、②の石油とか火薬類、危険物を取り扱うような施設。③は鉄道事業といった旅客運送に関する事業であったり、その他重要な施設または事業。100人以上の大規模な工場であったり道路、ガス、水道等のライフラインとか、こういった業種を念頭にヒアリングの業種を選定し、計30社にヒアリングを実施させていただいたところでもあります。

次のページをごらんください。ヒアリングでどのようなことをお聞きしたかを書いておまして、企業の地震防災対策の実施状況、例えば耐震化とか非常電源設備の設置状況。南海トラフ地震が発生した場合に想定される被害、事態、そういったこともお聞きしております。

また、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から南海トラフ地震情報が出されたときに考えられる「新たな防災対応」への課題であったり、懸念事項についてもお聞きしたところです。

また、「新たな防災対応」を実施した際に想定される社会への影響、例えばほかの企業への影響とか、そういったことに関してもヒアリングでお聞きしております。

次のページをごらんください。こちらのページは、もう一点、ヒアリングとともに検討する上で活用した中経連のアンケートの概要を示したものになっております。中経連が南海トラフ地震に対するふだんからの備えの推進に向け、課題の把握を目的として、中部経済連合会、岡崎商工会議所、豊田商工会議所、四日市商工会議所の会員に対して、防災・減災対策の取り組み状況について調査したもので、内閣府からも一部質問項目を追加させていただいたところでもあります。

ちなみに、この結果に関しましては、中経連からの冊子といたしまして、皆様に配付させていただいている資料の最後につけた冊子になっているところがございます。こちらのアンケートの実施期間は昨年9月から10月になっておまして、合計で1,950社から回答が得られているところがございます。

5ページ目をごらんください。以降のスライドは、そのヒアリング、アンケートの結果をまとめさせていただいたものになっております。

まずはアンケートで、企業における大規模地震への関心や地震被害に対する問題意識をお聞きしたところでありまして、こちらに関しましては、程度の違いはありますが、ほぼ全ての企業で大規模地震への関心を持っていたり、地震被害に対する問題意識を持っていることがわかります。このように地震への意識が高い地域である、中部のほうで検討会を

させていただいたところでございます。

6 ページ目をごらんください。その中で、企業は地震への対応を進めてきたところがありますが、その主な目的は何かとお聞きしたところ、7 割以上の企業が従業員等の身体の安全、命の安全を目的としてやっていると回答したほか、生産活動の維持や供給責任の遂行等、企業活動のためというのが半数近くの企業から回答であったところでもあります。さらに2 割前後の回答となりますが、地震発生後の事業継続を見据えて取引先からの調達確保等を目的としているというところも、回答としてあったところがございます。

7 ページ目をごらんください。このワーキンググループの議論でもあります新たな防災対応に関連する認識に関してもお聞きしたところ、左側は大規模地震対策特別措置法に対する認識ということで、65%の企業から、知っている、おおむね知っている、法律の名称は聞いたことがあるという回答があったところでもあります。

真ん中は地震予知についての認識ですけれども、地震予知は難しい、できないと考えている企業は86%と、これまた多い回答があったところです。

一方、右側にあります過去の南海トラフ地震についての認識になりますけれども、過去に時間差で発生したこと、東海地震、東南海地震の32時間後だったり2 年後に南海地震が発生したこと。これに関しましては、半分程度しかその事実を知らなかったということです。中部は大震法の対象エリアであり、地震への意識が非常に高い地区ではあるのですが、その中でも、南海トラフ地震についての時間差の認識に関しましては、半分程度の企業しか知っている企業はいなかったというところがございます。

8 ページ目をごらんください。次は企業における地震対策に関してお聞きしたのになっております。帯グラフが2 つ並んでおりますけれども、左の帯グラフに関しましては、中部経済連合会のアンケートに回答した会社全て、1,950社で集計したものになっておりまして、各地震防災対策について、青が実施済み、オレンジが現在実施中というものをあらわしておりまして、企業の耐震対策を含む地震防災対策は、まだまだ途上段階ということがわかります。

一方、大震法で地震防災応急計画の想定を求めている従業員1,000人以上の工場を右側の帯グラフにあらわしていますけれども、そこに関しましては地震対策が進められており、例えば上から2 つ目、耐震化がどれだけ実施されているかをあらわしたのになっておりますけれども、現在実施中を含む、約9 割の企業で耐震化が進められているというのがわかります。

また、各企業のヒアリングにおいても、建物の耐震化や什器、棚の固定を実施というような対策を行っていたり、施設の耐震強化、通信設備の冗長化及び電源強化というようなことを実施しているという意見があったところです。

9 ページ目をごらんください。耐震化以外にも、石油、高圧ガス等、危険物を取り扱う施設においては、感震計の設置や緊急地震速報の活用の取り組みが進められているところでもあります。例えば、左側の表であらわしているのはLPガス災害対策マニュアルというも

のなのですが、そこにおいて「安全機器の設置」という項目がございます。また、ヒアリングで聞いた石油化学に関連する企業でも、感震計による装置の停止であったり、緊急地震速報を活用した設備の緊急停止、このような対策が進められているという意見もありました。

10ページ目をごらんください。事業継続計画（BCP）の策定状況についてお聞きしたもので、企業全体では15%程度策定が進んでいるところではありますが、先ほどと同様に1,000人以上の大規模な工場に関しましては、60%が既に作成しており、大規模工場に関しては比較的作成が進んでいるということがわかります。

また、ヒアリングにおいても、早期復旧のための取り組みとしては、非常用発電設備の整備だったり燃料確保訓練、物流センターにおける地下タンクによる燃料貯蔵であったり、早期復旧に必要な資機材、食料、飲料、燃料、宿泊施設等の整備というようなことを実施しているという意見があったところです。

11ページをごらんください。このような耐震化とか設備の冗長化、緊急地震速報の活用、ほかにも早期復旧に向けた燃料の備蓄等もございましたが、そういったことを踏まえ、地震が発生した場合に企業はどれくらいの事業中断を想定しているかということをお聞きしたものがこの円グラフになっており、1週間程度の中断と考えているのが4割ぐらいの企業、1カ月程度というのが7割と、地震が発生しても比較的短い期間で事業を戻せると考えている企業が多いことがわかります。

次の12ページをごらんください。もし事業継続をする場合、どういう条件がないとできないかと聞いたものになっておりまして、左側の事業中断をせざるを得ない事態ということで棒グラフがあります。赤で囲んでおりますが、電気やガスといった電力を初めとしたライフラインの供給が不可欠であるという企業の回答が多かったところでありまして、また、従業員の出勤不能を中断せざるを得ない事態としており、鉄道、道路の確保も必要ということがわかります。

企業にヒアリングさせていただいた結果でも、通信インフラについては、正確な情報入手が遮断されると正しい判断ができなくなるというような意見もあったところです。

13ページをごらんください。大規模な工場においては、事業を中断せざるを得ない事態としてほかに、真ん中の左の棒グラフの赤枠で囲っているところがあります。原材料・部品、商品等の仕入れ先の被災による仕入れ品の途絶というようなものを、8割近い企業で事業を中断せざるを得ない事態としており、サプライチェーンの寸断を懸念する企業が多いということもわかります。サプライヤーには中小企業が多く、小さい企業ほど、右の帯グラフに示すように、例えば耐震化がなかなか進んでいないという現状がございます。

これに関しましては、ヒアリングの意見でありますけれども、小企業だと社長一代で終わりと考えて人命被害軽減などの対策の実践まで踏み込もうとしていない企業もあるということであったり、小企業では、どのような防災対策を実施すればよいかわからないという話を聞くというような意見もあったところがございます。

14ページをごらんください。以上のような現状の中、異常な現象が観測された際の対応としてどのようなことをやるかというものをお聞きしたところ、さまざまな御意見がございまして、意見としては、上に書かせていただいたように、突発型地震を想定して対策を実施しているので、緊急地震速報などを活用しながら危険作業も続行するというような御意見であったり、真ん中に書いてあるように、南海トラフ地震情報の地震予測の確度を踏まえた事業の継続ということで、警戒宣言くらい確度が高くないととめるわけにはいかない。一度とめると再開に時間がかかるため、相対的に可能性が高まっている状況では確定的な行動は難しいというような意見があったり、下のほうに事業を継続しながら実施可能な防災対応として、重要設備の点検や手順書の確認ぐらいしかできない。利用者の安全確保の観点から安全広報を実施するというものであったり、一番下にあるように、施設・設備の点検や什器等の固定、ドア開閉の確認などを実施したり、ヘルメットの携行などを実施する程度であるというような意見があり、上の箱書きにあるような、施設点検等の事業を継続しながら実施可能な防災対応をとることは考えられるものの、平時からの地震対策の進捗と、南海トラフ地震情報の地震予測の確度を踏まえると、操業停止等の企業活動を大きく制限する対応はとらないという意見が多かったところであります。

次のページに行ってくださいまして、このように操業停止等の企業活動を大きく制限する対応はとらないという意見が多かったところでありますけれども、被害軽減のためにどのような対策が考えられるかという問いに対しては、地震防災対策の実施状況等を踏まえた具体的な対応を挙げた企業がありまして、例えば下の表に書かれておりますように、未耐震の支店で扱う荷物を耐震化済みの支店で扱うであったり、輸送ルートを東名から、より津波浸水の可能性が低い新東名に変更する。また、在庫が確保できる期間だけ、耐震化していない建屋への立ち入りを制限し、その建屋での一部生産を中止するというようなことを挙げた企業がありました。一方では、一番下に書いてありますが、施設点検等は行いますけれども、そもそもどこまで対応してよいかわからないというような企業の御意見もあつたところです。

次のページをごらんください。異常な現象が観測された際の対応についての課題についてもお聞きしてございまして、既にこのワーキンググループでも意見が出ているところでありますが、中部の検討においても、対応のばらつきで混乱を招くおそれがあるため、防災対応を一斉に実施する仕組みが必要というものであったり、事業を継続するために社会全体で対応の歩調を合わせることで、例えば、ヒアリングの意見として、従業員が共働きの世帯では、学校・幼稚園・保育所が休校になると迎えに行かないといけなくなるということで従業員の確保ができなくなるというものであったり、事業継続には鉄道や道路等の公共交通機関の確保が必要。ほかにも電力・ガス等のライフラインの活動の維持継続もないと、そもそも事業継続が困難であるというような意見があり、地域全体で連携をとることが必要というような意見があつたところでございます。

17ページをごらんください。今まで説明してきましたが、企業ヒアリングとアンケート

をまとめさせていただきますと、1つ目の○に書いてありますが、大震法で地震防災応急計画の策定を求めている大企業では、中小企業と比較して相対的に耐震化や緊急地震速報を活用した対応等で予防的な対策が進んでいるところでもあります。

このような地震対策の実施状況を踏まえ、警戒宣言で想定していたような確度が高いものではないという地震発生の可能性を考慮しますと、操業の停止等の企業活動を大きく制限する対応はとらず、事業継続しながら設備の点検とか、そういった実施可能な防災対応をとるという意見が多かったところでもあります。

また、企業は、昔は耐震化している、していないで一律の規準しかなく、また、今はニーズが多様でありますので、被害軽減のために考えられる対応は、それぞれの企業の防災対策の実施状況によって異なっているところでもあります。

最後の○ですけれども、事業継続のためには、サプライチェーンの寸断が起きたら、そもそも継続したくてもできないという意見があり、中小企業を含むサプライヤー等サプライチェーン全体での統一的な対応であったり、従業員の通勤手段の確保のための鉄道の運行等も必要という意見があったところがございます。

次のページをごらんください。以上から、企業における防災対応を検討するに当たって考慮すべき事項としてまとめさせていただいたものになります。大震法では、警戒宣言が発令されたときに企業が実施する防災対応は、人命の確保という観点から、企業として当然実施しなければならない措置を一定の統一的な方針、これは例えば耐震化をしていないと百貨店は閉めるとか、鉄道は津波のおそれがなく、震度6弱未満の地域は運行可能だけでも、それ以外は運行停止とか、そういった方針に基づき実施するものとされていたところではありますが、今では地震対策の予防的な対策が進んでいること、例えば耐震化とか緊急地震速報の活用が進んでいることであったり、求められる基準、どこまで対応すればいいかというのも企業によってさまざまである。このような状況を踏まえますと、人命の保全という観点からも、とるべき行動は企業によって異なるので、企業がみずからどのような対応をとるか判断することが適切と考えられる。

また、これは課題になりますが、今回検討させていただいた中部は、対策が精力的に進められているところではありますが、中部であっても南海トラフ地震情報についてまだ十分な理解が得られていないこともあり、防災対応をどうしたらいいかわからないというような意見があったということも踏まえるべき。

さらに、企業が適切な防災対応を実施しようとしても、行政の対応であったり公共交通の稼働状況、ライフラインの状況、取引先の企業の状況等に影響を受ける可能性が高く、そういったところとも防災対応を調整する必要があるだろうというような課題がございます。

このような考慮すべき点を挙げさせていただきましたけれども、1つ目のポツを踏まえて、企業における防災対応はどうすべきかというのを示したのが次のページになります。19ページ目、上のほうでまとめさせていただいていますけれども、企業における防災

対応について、各企業は警戒レベルを上げて地震に備え、具体的にどのような防災対応をとるかは、それぞれが判断することを基本とし、国は、その防災対応の具体的な考え方を示すことが適切ではないか。

ここに出ている、国が示す具体的な考え方ですが、①～④で書かせていただいておりますが、①ですが、多くの不特定多数の者が利用する施設や、危険物取り扱い施設、多くの人が犠牲になる可能性のあるところであったり、大きな影響を周囲に及ぼす可能性のある企業、そういったものに関しましては、出火防止措置等の施設点検、ちゃんと安全かどうかというのを確実に確認してくださいというのが①です。

②は、明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合、例えば津波の危険域に企業が位置しているとか、そういったものに関しましては、それを回避する措置を実施してください。

③は、それ以外の企業については、安否連絡方法の確認等の措置を実施して、地震に備えてください。

最後に④は、何か事前に措置を実施することで地震の被害を大きく軽減したり、早期復旧させるようなことがあれば、ぜひやってもらおうということです。こちらに関しては、例えば一度施設がやられてしまうと回復に時間がかかる。そのような施設は何らかの対応をとることで、地震が発生しても早期に復旧できるというものがありましたら、そういったものの実施を推奨することになっております。

このように4つ挙げさせていただきましたが、必要な措置を施した上で地震に備えるということを企業における防災対応としてお示しさせていただいたところでございます。

20ページは、企業が具体的な防災対応を検討するために国として何をすべきかを示したもので、国がちゃんと防災対応の検討の手順や考え方を示すことが必要である。企業が防災対応を検討する際に参考となる内容を具体的にそこで提示するとともに、幾つか例で留意点を挙げさせていただきました、例えば南海トラフ情報についての理解が必要であるという点であったり、事業継続に当たっては、人命の安全確保に向けた対応の検討が必要、住民、学校、ライフライン等の地域全体で連携した対応も必要ということを留意点として挙げさせていただいております。

こういったものを国が示し、企業の防災対応の検討を促すことが必要であると考えているところであります。

ページはあと21ページ、22ページが残っておりますけれども、こちらは参考資料としてつけさせていただいたものになります。21ページは、大震法の仕組みを改めて説明したものでございまして、22ページに関しましては、国が大震法の基本計画として一律にどのような対応を求めているのかを示したものになっております。

以上で説明を終わります。

○福和主査 どうもありがとうございました。

今回初めて経済の問題が議論されることになります。この検討を中心でやっていただきましたのは中部経済連合会さんですので、栗原委員から、今のことについて少し補足いた

だければと思います。

○栗原委員 中部経済連合会の栗原でございます。

ただいま御説明いただいた内容について意見を述べさせていただく前に、企業の防災対応の2つの大前提をまず述べさせていただきたいと思います。被害を小さく抑えるためにということで、事前の準備も含めて、自助・共助・公助の順で大切だと思っています。自助が全ての原点であると考えておりますが、業界、地域、行政等との連携、助け合いによる共助もやらないと大災害は乗り切れないだろうと考えております。また、事前ももちろんなのですが、発災時の優先順位ということで、先ほど来述べていただいておりますが、人命の安全が第一で、そして2番目に地域への貢献、3番目に事業の復旧であり継続だと考えております。

以上2点を踏まえた上で、企業が臨時情報、残念ながら不確かな情報で、いつまでとめればいいのかわからないまま経済活動をとめてしまうということは、結果として市民の社会生活に多大な不便を強いたり、無用な混乱を招くことになって、無責任ではないかという考え方がまず原点にあります。

ケース1、半割れの場合は、直接被災していなくても日本全体が大きく影響を受け、通常の経済活動を継続することは難しいかもしれませんが、特にケース2の一部割れやケース4のゆっくりすべりでお店を閉めたり経済活動をとめてしまうということになると、市民に与える影響は少なくないと考えております。

公共的なインフラである電気、ガス、水道、公共交通機関、あるいは通信だとか病院などが臨時情報の時点では活動を継続するとしても、例えばスーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、物流、薬局、飲食店等がとまってしまうということになると、市民生活そのものが成り行かなくなります。そういう不便、不安を払拭するために、どのようにしたら企業が経済活動を継続して市民活動への影響を最小化できるか、これを考える必要があると考えております。企業は、事前の備えを行った上で安全に活動できると判断できる場合に限り、経済活動を続けることができると私は考えております。危ないと判断した時点では躊躇なく経済活動をとめるということは言わずもがなで、そのために、企業は脆弱性の評価を行った上で、事前の備え、マニュアル整備、訓練等を積み重ねて初めて事業の継続ができるということでございます。

資料1の10ページで、「1,000人以上の大規模な工場で60%が既に事業継続計画を策定」と御説明いただきましたけれども、これは裏を返せば、大企業でも4割は対応計画が未策定であるということでございます。

ここで、本日配付させていただきました白い冊子「地震災害から生産活動を守るための方策の提言～生産活動の側面から進める国土強靱化～」について、時間の関係もあるので、ごく一部を抜粋してお伝えしたいと思います。ここに述べられていることが全てとは申しませんが、ある側面を写し取っているものであるということ間違いのないので、お時間のあるときにお目通しいただければ幸いです。

冊子の中ほどにピンクのページがありますが、その次の1ページに調査概要が載っております。長野、岐阜、静岡、愛知、三重の中経連会員企業と愛知県、三重県の3商工会議所の協力により、1,950社から回答をいただきました。3ページ以降に回答企業のプロフィールを記載しております。

5ページに回答いただいた企業の規模を記載しておりますが、従業員数300人以上の大企業が13%、20人以上300人未満の中企業が29%、20人未満の小企業が57%となっております。

順番が逆になりましたが、表表紙のほうに戻っていただいて、4ページ、大規模地震への備えの度合いの下段の企業規模別の円グラフをご覧くださいと思います。見ていただきますと、大企業、中企業、小企業ということで、対策が打たれている度合いの違いは歴然としています。企業規模が小さくなればなるほど、事前の備えができていないということです。「何をやったらいいのかわからない」、「お金がない」、「目先の経営課題への取り組みで精いっぱい」というところもあります。個々の企業が自ら事前の備えを整えるところに手を打たなければ、被害の最小化、市民生活への深刻な影響回避は望めないと考えます。

ものづくりでは、これまでも阪神・淡路大震災あるいは中越、東日本、熊本等でもそうでしたが、サプライチェーンの一つでも被災して止まってしまうと全体が止まってしまうという側面を持っております。また、南海トラフ地震は過去の震災と比べ、広域かつ被災地域の人口が圧倒的に多いと想定をされます。自衛隊の派遣や他地域からの支援も、これまでほどの期待はできないと考えております。誰も助けてくれないという前提で、自前の対応、自ら備える、近隣で協力し合うということが非常に重要だと考えております。

また、この冊子には統計だけでなく生の声もたくさん載せておりますので、参考までに幾つか紹介させていただきますと、5ページ中ほど、アンケートの自由記述やヒアリング調査から得られた事実の1行目に、「中小企業は事業継続計画（BCP）を敷居の高いハイレベルな計画であると認識」というようにあります。また、「対策のチェックリストのようなものがあると助かる」といった声も聞かれております。

8ページ、1つ目のポツの下から3つ目、「被害を受けたら廃業したい」、「後継者がいない」といった事業承継と絡んだ深刻な表現も見られます。何も準備ができていない企業が被災をすれば、確実に助けられる側、支援を受ける側になってしまいます。少しでも事前の備えができていれば、すぐにではなくても、早目に支援する側、助ける側に回ることが期待されます。今までできていなかったところの事前の備えが進むことにより、行ってこいで2倍の効果、ダブルで効いてくると考えております。どんなに備えていても想定外は起き得ます。本当に助けを必要とするところを早く救うためにも、数少ない支援する側のパワーをそういうところに集中させる必要がございます。

ここで、通常の設定投資は、その後の財を生み出すために行われるわけですがけれども、防災・減災のための設備投資というのはなかなかそれに当てはまらず、投資金額だけではなく、ときに生産性を阻害する場合もございます。例えば設備の固定によってレイアウト

変更がフレキシブルに行えなくなったり、あるいは耐震補強の筋交いによって歩行動線が変わってしまったというようなことを覚悟した上でやっているケースも多数ございます。

大企業はCSRの観点から、防災減災のために巨額の投資を計画的に行っておりますが、大企業にとってもかなり大きな負担で、一気に進められるものではございません。まして中小企業にとって、その手の投資にはなかなか踏み切れるものではないと思います。

そこで、国への期待ということでございますが、具体的には、対応計画の策定の指導であったりチェックシートの提供、また、実際に実施するに当たって税制、補助金、貸し付け等の支援、援助による後押しをお願いしたいと考えております。

中部経済連合会では、東日本大震災以降、防災・減災に資する設備投資を促進する国土強靱化税制とも呼ぶべき税制の創設を毎年政府に要望し続けてまいりました。昨年からは全国にある8つの全経済連合会が一致団結して署名も集め、国会議員への説明に回るなど、要望活動をより精力的に進めてきているところです。被災時の被害の最小化、早期復旧のためにも、ぜひ国を挙げたバックアップをお願いしたいと思います。

また、企業が経済活動を継続または再開するためには、各種のインフラが鍵になります。資料1の12ページにもございましたように、「事業を中断せざるを得ない事態」、「ライフライン途絶の影響」にもあるように、電気の供給や情報通信機能の途絶が及ぼす影響は非常に大きゅうございます。エネルギーインフラ、交通インフラ、放送・通信インフラ、いろいろございますけれども、例えば放送・通信インフラでは、正しい情報がタイムリーに提供されないと正しい判断が即時にできないという不都合がございます。発災後、インフラの早期復旧は、人命・安全及びその他の復旧スピードにも大きな影響を与えます。重要物流道路制度が創設されるなど、政府としても手を打たれておりますが、早期復旧できるよう、各種インフラに対しても最大限の支援をお願いしたいと思います。

中経連からは以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

経済界からの生の声をアンケートと通してとっていただいております。今もお話がありましたように、市民生活の維持には経済活動はなくてはならないものということで、今から資料1、参考資料に基づいて議論を進めてまいりたいと思います。御意見のある方は順に御意見いただければと思います。

○橋爪委員 NHKの橋爪です。

前提でお聞きしたいのですが、今回、ヒアリングの二十数社の中に交通インフラは入っていないで、アンケートには69社、郵便系も入っていますけれども、交通インフラが動くか動かないかは結構大事なところだと思うのですが、南海トラフの情報が出たときに交通インフラがどう対応するかみたいな話はお聞きされているのかどうかを聞きたいのですが。

○福和主査 事務局からでよろしいですか。

○高橋（事務局） 表現上の問題で申しわけございません。資料1の2ページで、ヒアリ

ング対象の中にライフライン等と書いてございまして、等の中には一部、公共交通機関も入っております。お話を聞いている中では、全般的な意見と同様で、基本的に今回の情報でとめるようなことはなかなか難しいのではないかと御意見をいただいているところでございます。

○福和主査 よろしいでしょうか。鉄道等は運行が前提であろうという意見が来ております。

そのほかいかがでしょうか。

では、レディーファーストで田村委員から。

○田村委員 田村でございます。非常に興味深いお話をありがとうございました。

今、お聞きしていると、企業が、いざこのような異常な事態が起こったときに事業を再開するストップするの判断は、企業個別の判断になるとおっしゃっていたのかなと聞きました。では、企業その個別の判断を行うための情報提供に公が努めてほしいとのご意見であると聞きました。企業が自身で実施することは、1) 施設の被害確認、それから2) 従業員が通勤可能かどうかというような安否確認、この2つは企業で実施するとして、3) 事業を再開するために物的資源が必要である。4) インフラの情報。最後、難しい宿題は、5) 事業途絶または再開に関する市民生活への影響、の5点が事業を再開・途絶するための判断基準ということでよろしいでしょうか。

○福和主査 これは栗原委員への質問ということでよろしいでしょうか。

○田村委員 はい。

○栗原委員 おっしゃるとおりで、まとめていただくと、その5つなのかなと思います。

○福和主査 よろしいですか。

○田村委員 はい。

○福和主査 それでは、田中委員、よろしく申し上げます。

○田中委員 興味深いデータをありがとうございました。

2件、もしわかれば教えていただきたいのですが、1つは、資料1の12ページ、一番下のほうなのですが、工業用水とか保安用の窒素が要するというのが出てきていたと思います。また、先ほど白表紙のほうでも工業用水に関するお話がありました。規制緩和というところで大企業は22%求めていらっしゃるのだけれども、具体的にどんなことが求められていたのか。今の場合、工業用水は3・11でも規制が結構きいていたということがありました。そういうことが起きたときに国としてどういうことをしておかないといけないのか。規制緩和をしますよと公表しておく企業も計画が建てやすい。その準備はしておいたほうがいいなと思ったので、もし具体的にわかれば教えていただきたいということです。

2点目は、正直言うとこれはケース2のイメージが非常に強い調査だなという印象があって、ケース1の場合には津波警報が、多分、1日以上出ているでしょう。そのときに避難勧告・指示に対して企業はどう対応されているのか。基本的にはその地域内は事業が停止されるのかどうか。あるいは津波警報が発表されるとどうされるのだろうか。あるい

はケース1の場合、どちらかのエリアで関連の事業所が被災している可能性があるわけですね。そうすると、その被災事業者の代替をやらなければいけなくなってくる。その辺の特に避難勧告への対応みたいなものはヒアリング、あるいはアンケートの中からうかがえるものがありますでしょうかという2点でございます。

○福和主査 まず1点目は、工業用水を含むインフラについての質問です。これは栗原委員、あるいは事務局、どちらで答えましょうか。

○高橋（事務局） では、2つまとめて御説明をさせていただきます。

まず、後者の、今回のヒアリング等はケース2を念頭に置かれているのではないかというお話ですが、ヒアリングの際にはケース1を前提としつつも、後ほどヒアリングの中でケース2、ケース4についてどうですかという聞き方をしています。ただ、今回ヒアリングさせていただいた企業はどちらかというところ、津波が本当に厳しいところではない地域が多うございましたので、ケース2に近いイメージを持たれたのかなと思うのが1点。それから、ヒアリングの中でも、津波もしくはその他の要因で避難勧告が出た場合、どうされますかということをお聞きしています。資料の中では記載しておりませんが、その際は避難勧告等に従いますという企業さんが多くございました。

1点目の規制緩和、工業用水の関係は、12ページの1つ目のポツで書いてある、その詳細な状況は今すぐは出てきませんが、やはりライフラインの1つとして、中部地方は特にそうかもしれませんが、水を利用されている企業が多いということで、工業用水みたいなところについてもかなり意識を持たれているのかなという印象を持っています。

○福和主査 電力、工業用水、保安室素が必要というのは製油所ですから、ある程度、特定のものをつくるところではこの3つが不可欠であると。

○田中委員 もちろんそれは理解しているのですが、逆に言うと、量的に多くなくても、これはかなり重要な問題になりますね。

○福和主査 これは相当問題なのです。

○田中委員 そういう重要な事象への対応をいかにしてクリアしていくのかというのが重要です。個別企業だけでは室素などは対応できないわけで、こういうことは国がきちんとやっていかなければいけないということだと思って質問させていただきました。

○福和主査 ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。特に工業用水がとまると相当いろいろなものに波及していくこともありますので。

尾崎知事。

○尾崎委員 資料1でいろいろと企業さんの御意見を聞かれていること、このデータは非常に重要な情報だと思います。正直申し上げて、今の段階でお伺いするとこういう答えになるのだなということについて、いろいろな意味で、それこそ重く受けとめなければならぬのだらうと思うのです。先ほど栗原委員からもお話がありましたけれども、不確かな情報に基づいて企業活動をとめることは無責任だというお話、それはそうだらうと思いませんけれども、では、本当に不確かなのかということについて、もう一段このところは検

討を深めておく必要があるのではないかと思います。正直申し上げて、大震法のときの予知がなされましたということよりも、今の段階で考えてみればはるかに確度は高いはずなのであって、なぜなら予知はできなかつたのだからです。

ですから、大震法のとときに、予知がなされるという前提でいろいろ対策をとることとしていた。しかしながら、実はそれよりも今、予知ができないことがわかってきた。なので、少なくとも、例えばケース1のように実際に関連事象が起こったことを前提として取り組もうとしている。これを確度が下がったと考えるのか、確度が上がったと考えるのか、これは明らかに確度が上がったと考えるべきなのであって、より確からしくなってきた情報に基づいて、どう対応するのかということは今、論じているのだということ、ここはよく押さえた議論をすべきではないかと私は思っております。

他方で、確かにケース1とケース2、3、4では大分受けとめ方が違うのだらうと思うのですが、例えば高知の経済界で東海地震が起こりました。大津波警報が発令をされました。2日後に解除されましたという状況の中で、確度の低い情報なので、南海地震が起こるとは、とてもではないけれどもそんな前提では仕事できませんよなどと言う人は多分誰もいないだらうと思うのです。みんなこれは確度の高い情報だと考えて、ある意味、恐れおののいていろいろな準備を始めるだらうと思うところでありまして、新たな臨時情報の確度の問題ということについて、もう少ししっかり国民の皆さんにお伝えしていく取り組みはぜひとも必要ではないのかなど。どうもこの不確かというところだけが強調されるのですけれども、昔言っていた予知ができるということをも前提にしていたときに比べれば、今の知見に照らして考えればはるかに確度の高い議論をしているのだという、その前提に立つ必要があるのではないかとということをも第一に思っています。

他方で、ヒアリングの結果で大変すばらしいなと思ったのは、14ページの「異常な現象が観測された際の対応」という、このいろいろな御意見の中で、中段のほうにありますように、確度の高い情報ではないのでどこまでやるのかわからないというお答えをされたことについて言えば、私は先ほど申し上げたようなコメントを持ちましたが、一番上に、突発型地震を想定して対策を実施しているので、緊急地震速報などを活用しながら危険作業も続行と、こういうスタンスはまことにすばらしい御対応ではないかと思うところでありまして、ある意味、突発型地震を想定した対策ができていくことを前提として、いろいろ事業活動を継続してくださいと。これは平時でもそうでしょうし、臨時情報が出されたらなおさらだということなのではないかと思えます。

問題は、突発型地震を想定した対策にもいろいろあるということでしょうが、少なくとも人命にかかわることについては突発型地震が発生しても対応できる状況をつくっていただくことを前提として、いろいろと経済活動も継続していただければという方向になっていくのが、方向性としては正しいのではないかと私は思っておるところであります。

情報の確度の受けとめについて、ケースごとにもう少しきめ細かく検討し、かつ啓発もさせていただいたらいいのではないかとということが1つとともに、基本的な考え方を整理

していく上において、私は、一番上の企業さん、大規模な工場の方々のお考えは、すばらしいお考えではないかなと思わせていただいたところです。

○福和主査 どうもありがとうございました。

栗原委員。

○栗原委員 申し訳ありません。説明が少し舌足らずなところがあったかもしれませんが、最初に申し上げたように、人命・安全が第一で、その次に地域への貢献です。事業復旧・継続はその後というようにお話をしましたが、これは決してきれいごとではなくて、実際にこういうステップではないと対応が進まないということで申し上げました。

それから、14ページが一番上にあるようなお話ですけれども、それを前提として、企業は事前の備えを行った上で安全に継続できると判断できる場合に限り、経済活動が続けるというふうに申し上げたいと思います。危ないと判断した時点では躊躇なく止めるべきであるということで、人命・安全が第一というのは大前提でございます。

それから、ケースによって、ケース1とそれ以外は大きく違うところがあると思っておりますし、ケース1の半割れについては、またこの後、議論していただけたらと思っております。これだけ活断層がいろいろなところがあり、把握している活断層以外もどこにあるかもわからないという状況の中で、南海トラフだけを考えているのではなくて、企業としては、突発、直下型も含め、いろいろな対策を進めているところではございますが、決して100%はあり得ないのであって、どこかで危険を感じる事があれば、そのときは躊躇なくとめさせていただくというのが前提だと思います。

以上です。

○尾崎委員 今、栗原委員がおっしゃったお話は、私も大変同感であります。だとしたときに、17ページの「企業ヒアリング・アンケートのまとめ」というのは、恐縮ですが、ちょっとぬるくないですか。このような地震対策の実施状況も踏まえ、地震発生の可能性を考慮すると、操業の停止等の企業活動を大きく制限する対応はとらず、事業を継続しながら実施可能な防災対応をとるという意見が多い。今、栗原委員が言われたのは、明らかに人命最優先というのを前提として、それが守られる限りにおいてという前提をつけて議論されていたわけであって、その前提が全く抜けているので、印象としては、経済活動がファーストのように見える。もう少しこのあたりはヒアリングのとらまえ方について正確に押さえておかないと、この後の資料2にもかかわる議論かと思えますけれども、どういう警告措置を国としてとっていくかという議論にもかかわってくることになるのではないかと思います。ちょっとそここのところは私の感想です。

○福和主査 ありがとうございます。

では、事務局のほうから、高橋さん。

○高橋（事務局） 事務局でございます。

17ページは、今回、企業にヒアリングをさせていただいた内容、もしくはアンケートをさせていただいた内容ということで取りまとめをさせていただいております。中部経済連

合会さんにも中部の検討会のほうには出ていただいております、アンケートでこういった結果をもとに、どういった企業の方向性がいいかということをお話ししたときに、中経連さんのほうから、やはり命は大事だということで、それをまず最初に考えるべきではないかという御意見をいただいたところです。

それを踏まえて、19ページの②に書いてありますが、明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置という事務局としての方向性をお示しさせていただいたという形になっております。

○福和主査 青木委員、どうぞ。

○青木委員 青木でございます。

資料2ページの中経連さんのヒアリング対象企業は合計30社となっております。四国経済連合会もそうなのですが、経済連合会に加盟している企業は、それぞれの地域で中規模や大企業以上の企業が多く、30社ですから、ステークホルダーが大変多い。そういった中で、仕入業者も含めて、いろいろなまとめが出てきているのではないかと思います。中経連さんはアンケートの回収率が33%、ほかの商工会議所では十数%ということで、この回収率を見ましても、そういった傾向が出てくるのではないだろうかと思えます。

逆に、だからこそ人命救助や社会的な使命を考えると、従業員や来店者などに目を置くことがもう少し前に出れば、企業の社会的責任もメッセージとして発することができるのではないかと私は考えますし、防災減災やBCPの策定という事前対策が結果的には一番安くつくという考え方がもう少し前面に出ないのかなと思えます。それによって、今、政府が進めている地方創生に何かがあったときにダメージも少なく、逆に地方創生を進められることになるのですよ、というメッセージも大変重要なことではないかと思います。

資料1の20ページにおきまして、国が防災対応の手順や考え方を具体的に提示することがございますけれども、地域全体が連携した対応を示すことは、私も大変重要なことだと考えております。

私どもの高知県の商工会議所連合会では、旅館・ホテルを中心に、ハンズオンでのBCP作成支援に取り組んでおります。高知県、高知市、保険会社、TKC、そういった方々とともに、高知県事業継続計画策定推進プロジェクトに参画いたしておりまして、BCP策定の普及啓発に取り組んでおるところでございます。

私どもでは、アンケートを30人以上の規模で実施いたしました。高知は非常に中小・零細が多いわけですが、それでも回答の3割程度がBCPを策定ということでもありますから、この根幹は、BCP策定というのは南海トラフ地震の一丁目一番地だと思っております。それでもこんな状況でございますから、例えばまずは100人以上の企業について、策定率を100%にしていくとか、順次ハードルを下げていくというような具体的なことも必要ではないだろうかと思っております。

もう一つはライフラインの件ですが、具体的には出ておりませんが、災害対応には金融のライフラインというのが事業継続の上で非常に大切なことですので、これが表現

の中には入っているかわかりませんが、具体的に金融ライフラインというのは入れる必要があるのではないかと考えております。

それから、静岡県浜松商工会議所では、2014年からオール浜松による防潮堤整備運動を展開しております。会員事業者から毎月1口3,000円以上の寄附を募り、防潮堤整備を後押しして、申込総額が13億5,000万円になっていると聞いております。これによって国がお金を出さないというようなことにはならないと思いますけれども、みんながそういった意識を持って進めるという意味では大変重要なことではないかと考えておりますので、このような商工会議所が中心となった、地域一丸での防災対応の取り組みも、ぜひ参考にいただければと考えています。

○福和主査 ありがとうございます。

野口委員。

○野口委員 本日の御説明、どうもありがとうございました。

法律、つまり、大震法に定める計画に注目をしたいのですが、地震防災応急計画、先ほどから話題になっている17ページの一番上の○に関わりご質問をお許してください。その前に、その前提として、大震法の理解がこれ正しいのかということをもまず事務局に御確認させていただきたいと思っております。

法律に定める計画、地震防災応急計画は、資料でいただいた7条というのがある、7条2項で計画策定が義務づけられている事業者がいる。これで義務づけされている事業者は計画を策定し、6項で知事に届け出をするということになっていて、その後、計画を策定した事業者にかかわる条文としては21条2項というのがある、警戒宣言が出ると計画を実施する義務があると法律上になっている。さらに、23条1項というのがある、計画を実施しなければいけないのに行き届いていない場合には市町村長が指示をする仕組みになっているという、つまり、計画をつくったことの責任が強い仕組みになっているようですが、そのような理解でよろしいですか。

○高橋（事務局） 大震法の仕組み上は、国のほうで基本的な方向性を計画として出させていただいて、都道府県等が地域の強化計画をつくる。もしくは先ほど御説明をさせていただいた対象となる企業のほうで、本来防災対応としてどういうことをとるべきかということを考えていただいて、みずから計画をつくっていただいて、警戒宣言がいざ出れば、それをみずから実行していただく。こういった形のスキームになっております。

○野口委員 ありがとうございます。私自身は、個人的には、住民の避難と同じで、企業の行動というのは企業が決める、これが原則だろうと考えているのですが、そこを配慮された仕組みになっているのではないかと考えています。法律を読むと、計画に定めている義務を履行していないという最終的な鍵が、市町村がやりなさいという指示という形でおっしゃられる仕組みになっているようでもあります。

もう一つお伺いしたいのは、17ページの一番上に書かれているところですが、この評価は本当に信じてよいものなのでしょうか。何を申し上げたいのかということ、計画策定が義

務づけられている事業者は、計画をもちろんつくるのでしようけれども、その副次的な効果として、予防策が進むというふうに読めるわけです。そういう理解でよろしいですか。もしそうだとすると、計画を定めるということに非常に意味があるのだなということがいえると思います。つまり、計画どおりにやるのはもちろん大切なのですが、計画を定めさせること自体に大きな意味がある仕組みになっているというふうに読めるということです。もしそうだとすると、今の法律に定めている計画策定を、もう少しソフトな形の計画策定を義務づけさせる仕組みというのが考えられるのではないかと思います。ここからは質問ではなくて私見になりますけれども、今の仕組みだと21条とか23条までいってしまうのですが、そうではなくて、このぐらいの規模の事業所、またはこのような仕事をしている事業者は、こういう理由によって計画をつくっておいたほうがいいよというソフトな仕組みにしておくことにより、事業者の範囲も広げていけるでしょうし、企業の計画づくりも進むし、それに沿って予防策も進むという仕組みになっていくような気がいたします。法律上においてもそのような仕組みを用意しておくというのが一つのアイデアとしてはあるのかなという気がいたしました。

警戒宣言というのが、今後、トリガーとしての機能を有しなくなるということになりそうですが、今の法律の仕組みは、警戒宣言があると計画の実施義務がつくというところにキーがあるわけですが、警戒宣言というのが仮に意味を持たなくなったとしても、計画をつくらせることに意味のある仕組みとして残していく、そういうやり方はあるのかなという気がいたしました。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

よろしいですか。

○高橋（事務局） 制度的なことはまた次の議題でも御説明をさせていただきたいと思いますが、明確に耐震化を進めてくださいという記述が大震法の計画上はございませんが、先ほど事務局から説明させていただきましたように、耐震化をしているなど安全性が確保できている場合は営業継続を可とするというような表現もございますので、逆に言えば、安全性を進めていただければ事業の継続ができるということで、大震法で計画をつくっていただくことが一定程度は耐震化等の施策を進めていただくきっかけにはなっているのかというふうに理解しています。

○野口委員 ありがとうございます。

制度の話は後ほどということだったので、そのときにぜひお伺いさせていただきたいのは、今の法律の仕組みでは6項で知事に届け出させるということになっていて、この届け出の効果はどのようなものなのでしょう。効果をはかることはなかなか難しいと思うのですが、知事が把握された計画の情報をどのように処理されて、活用されているのかというあたりもお伺いすることができたらと思います。よろしく願います。

○福和主査 これは今、答えられますか。後にされる。わかりました。

岩田委員、お願いいたします。

○岩田委員 1点だけ。このレポートは非常によくまとまっていてありがたいのですが、資料1の8ページに、ちょっと気になっているのは耐震化の項目があって、従業員1,000人以上の工場は耐震化率が58%、全体で言うと22.1%。ただ、既に耐震化しているのを入れると37%ぐらいになるのですね。ただ、この率は、例えば一般の住宅の耐震化率などに比べると低いという感覚がありまして、なぜこういった事業所の耐震化が進んでいかないのか。強化地域の企業でありながら、今言われた地震防災応急計画をつくって耐震化を進めるといながら、進んでいかない。そここのところをきちんと分析しておかないと、例えばこれを南海トラフ全域に広げたときに、民間の住宅についての耐震化を進める一方で、こういった事業所の耐震化をどうしたら進められるのかということを中心に議論しておかないと、その後の応急対策そのものが全く計画倒れになってしまう可能性があります。

人命の安全第一にという非常に高い目標を掲げながら、入り口のところで地震で倒壊してしまうということで、全ての計画が計画倒れになってしまう可能性がありますので、そここのところは少しきちんと分析をして、どう対応するかについては検討いただきたいと考えております。

○福和主査 ありがとうございます。大変重要な指摘がございました。多分、住宅の耐震化についてはいろいろな助成制度があるということに対して、中小企業等の事業所の耐震化については、今、なかなかそういう制度もないということで、それもあって先ほど栗原委員から、そういう制度設計も必要なのではないかという御発言があったものと認識しております。

では、山岡委員。

○山岡委員 資料1の19ページの右下の図はとてもハッピーなように見えますけれども、異常現象を観測して必ずしも発災するわけではなくて、1週間なのか、1カ月なのか、1年なのかかわからないという状況が実際にある。先ほど尾崎委員が確度が高いということもおっしゃいましたが、それもかなり主観的なところがあると私は思っていて、つまり、1回か2回、一生懸命やって1週間で起きなくて、何もありませんでしたということになって、損したという気分になるのは余りよろしくないのではないかという気がします。つまり、何を言いたいかという、いつまでに起きるとか、危ない状況を解除できるというのは今の科学ではできなくて、時間がたったから解除するという判断しかできないというのは多分前から申し上げたとおりです。

そうすると、例えば1週間、警報、あるいは危ないという情報が出ている間にどうするかということを考える必要がある。つまり、1週間前よりも、1週間たった後のほうがトータルとして防災力が上がるという対応をとってもらって、何事もなくてもよかったと思えるようなものが必要であるというのが私の主張です。ですから、とにかく1週間頑張っ

て対応しましょうと。だけれども、何事もなかったので、もう安全だと思ってもとに戻るのではなくて、1週間やったから少し防災レベルが上がったと。ひょっとして1カ月ぐらいたったときにまた変なことが起きて、もう一回備えましょうということになるかもしれない。そういったときに、最初よりは社会機能のへこむレベルがちょっと下がる。10%は下がらなくても5%ぐらいで済むとか、そういうことを前提として対策をとっていただくと、解除しても損だという気にはならないということが、大丈夫かなと思います。

以上です。

○福和主査 尾崎委員。

○尾崎委員 今、後段で言われたお話は私も全く賛成ですが、私などが自治体として非常に懸念するのは、臨時情報について、必ず起こるとは限りませんということが強調されるものだから、非常に住民、国民が不確かな情報として受けとめて、メディアもそれを中心に報道する。結果として、今、むしろ課題になっているのは、大雨特別警報が出て逃げない人がこれだけ多いということなのであって、まして不確かな情報ですよと言われてたら、何の行動もとらないというほうに流れていく人が圧倒的に多くなってしまわないかということをお話をして、この問題について、発信の仕方について気をつけたほうがいいのではないかとこのお話をさせていただいております。科学の世界で不確かだというのは私もよくわかっていますし、それはそうでしょう。科学の世界として、それはそうだろうと思いますが、危機管理政策としてどうなのかという話になったら、あくまで最悪に備えようということをお話をして、その点に資するような形で情報発信をして対応すべきということではないのかなと。

ですから、それは確かに政策的、主観的な観点だと思いますけれども、臨時情報が出たときに不確かな情報なのだというのが現在は前面に出ていっている状況になっている。そうではなくて、正常時よりははるかに確度の高い危険度が高まっている状況なのだとこのことを強調し、最悪に備えるという前提で政策展開をしていく方向に物事は持っていくべきではないかと思えます。

ただ、確かに後段言われたように、それはおっしゃるとおりだと思うのですが、備えたけれども結局何もなかったではないかということが何度か続く可能性があって、そのときに、備えたけれども何もなかったではないか、でも、確かによかったねというふうに言えるようにしておくことは大事なのだらうと思えます。

実は、西日本で豪雨があって、高知も大分ダメージを受けたのですが、一番怖いのは次に来る台風だったわけです。この間、12号台風が接近してきて、大車輪でいろいろな準備行動もとったわけですが、結果として高知は今回、一部の地域を除いて、特に被災したところでは余り雨が降らなかった。確かにあれだけ大騒ぎして備えたけれどもどうだった。それはある意味、それほど大げさな騒ぎにすることはなかったかもしれないねということになるのですけれども、ただ、今回備えたことは、次に来る14号なのか、15号なのか、13号もわかりませんが、その台風に対する備えには確かになっているのですね。

そういう形で、臨時情報に備えて対応したことが明らかに汎用性のある形で次の対策の強化につながっていたというふうに持っていく。そういう方向感には確かに御指摘のとおりだと思います。

○福和主査 どうもありがとうございます。

もうこのお二人で一旦区切りということでもいいですか。次の話題に行こうと思います。では、先に杉保さんが手を挙げていらっしゃったので。

○杉保委員代理 静岡県です。ちょっと現実的な話をさせてもらいます。

先ほど青木委員から浜松市の防潮堤といいますか、寄附の取り組みのお話がありました。静岡県は沿岸域に中小企業がありまして、非常に危険性が危惧されております。今回の企業の取り組みとして、人命が第一であるという中で、企業活動を重視しなければいけないということになりますと、大きな企業の考え方として、サプライチェーンの安全性の確保を前提とした経済活動を優先される懸念があります。サプライヤーに中小企業が多くて、危険なところに立地している企業が前提としてダメージを受けてしまうような取り組みになってしまうと、うちの県の立地などを考えると大変な状況になります。危ないところに立地する企業は危ないので、人命を確保しながら営業することが求められるわけですが、社会の仕組みとしてサプライチェーン全体で防災を考え、事前に備えるという中に、そういう中小企業の住所の立地性も加味していただいて、中小企業が計画段階から、事前からダメージを受けるような計画にならないようなことも考慮した事前の対応を考える必要があるかと思えます。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

引き続き、鍬田委員のほうから。

○鍬田委員 資料の19ページで、国としての具体策を示すということが示されているのですが、その4番目では、事前に何らかの措置を実施するという非常に曖昧な表現で示されている感じがしております。

アンケートの中は、大震法で義務づけられている事業者と中小の事業者が一緒になってまとめられていますが、具体策においては大震法で義務づけられているライフライン事業者がどうすべきかというところを積極的に書くべきかと思っています。台風が来るときは、ライフライン事業者は事前にある程度職員を集めて、対応しているわけですね。もし臨時情報が来たときに、ライフライン事業者の中でも、もう少し早目に人をいろいろなところに配置して災害対応するとか、多めに人を事業所に集めておくとか、具体的に少し前向きなものを推進する方法を示していただけないかなというのと思います。具体的な措置の方法についてはヒアリング等をしていただくのがよいと思います。

○福和主査 今の話は多分、これからガイドラインを書いていくところで具体的に書き込んでいかないといけないということよろしいですか。

○高橋（事務局） はい。

○福和主査 ですから、今の御意見は大事にしながら、具体策をこれから書いていくということになるかと思えます。

田中先生が11時半に出られると伺っていて、次の議論をしてから田中先生にしゃべっていただこうと思っていたのですが、次の議論のことも踏まえて、田中先生、少し御発言をしてから退席いただけるとありがたいのですけれども。

○田中委員 御配慮ありがとうございます。

次の話にもかなりかかわってきて、実は次の話題は半割れというか、ケース1の事例ということになってくると思えます。ここでも確度の話が出てきて、尾崎知事からは、これは危機管理としてどう判断するのかということが指摘されました。

私も、もうこの確度の議論よりも、やはり社会がどういうシナリオになっていくのかということを書きちゃんと書いて、そこで混乱をどう防ぐのかということに持っていくべきではないかと思っています。

現状では、ゲーム理論的に言うと、他者がどう動くかというのに依存して自分の手が決まってくるというところで、若干見合っている状態だと思うのです。そこは多分に私の直感ですが、避難についてケース1とケース2はかなり状況が、地震学的に出てくる情報の内容も違うし、社会の受けとめ方もかなり違うのではないかと思っています。ケース1というのは、恐らくほぼ全域にわたって1日ぐらいは大津波が出るという状況になってくると思えます。そういう面では、沿岸地域ではかなり津波に対応した避難行動が出ている、あるいは出ていないと困る状況になっています。しかも、先ほど伺うと、企業さんは避難勧告地域の事業所は停止することを想定していらっしゃるところが多い。特にこれは流通系とか小売系はそうだったと思います。そうすると、それを一つの前提として議論を立てていくことになると思います。しかもケース1については、南トラが150年に一遍だとすると、150年に一遍ですから、空振りしようが何しようがいいじゃんという世界だと思うのです。そういう面で、一つは、避難ということに関しては前のめりがあり得ると思っています。

ただ、企業活動に関しては、どちらが先に割れるかわかりませんが、被災をしている被災者の生活をどう守るのかということを考えてときに、やはり周りは頑張らなければいけない側面もあるということです。その辺が一つ論点としてあるのではないか。そういう面で企業が継続して行って、物流も維持しながら、何とか被災地を支えていかなければいけないという部分が多分側面としてあると思っています。

ケース2については、1,368事例中24事例で発生する、要するに3%行かない2%オーダーの世界ですね。このときに和歌山沖とか三重沖で、近いところで割れてくればそこそこ揺れは感じますが、一番頻度が多い日向灘で割れると、恐らく高知でも震度2とか3で、頻度が一番高い状況だとほぼ全域何も感じない。そのことを考えたときに、社会がどう動くのかということを見ると、かなり注意をしながら徐行運転ということになっているのではないかと。

そのときに、本当に危ない人たちをどうするのか、あるいはその中で混乱をどう防ぐのかというほうに移っていく。そういう意味でケース1はかなり避難に前のめり。ケース2は、本当に避難させなければいけない人は避難させなければいけないけれども、そうではない限り、ある程度維持していくということで、かなり差が出てくる。

その議論をするときに、ケース2がどれぐらいの頻度なのかという議論は今まで出てきていなかったと思うのです。7以上のときに50年に一遍ぐらいというような感じでしたかね。だけれども、これは山岡先生、あるいは平田先生に伺えばいいですけれども、マグニチュード7相当のケース2の臨時情報の検討は、6.7とか6.6でも出てくる可能性があるわけですね。そうするとかなり頻度が上がってきます。そこは一つ前提として、私たちはどこまで空振りを許容するのかということ、先ほど言った危機管理的なものも含めて判断する材料がもうちょっと要りそうな気がするのです。そこから先は、やはり先ほど言ったような社会の状況をどうやったら一番適正に持っていけるのかということ考えていく必要があるのではないかと気がしています。

とりあえず。

○福和主査 どうもありがとうございました。

事務局のほうは、横田さんから。

○横田（事務局） 田中委員から、事例をもう少し整理してもらいたいということについては、今は整理中ですので、それが整理できたときにもう少し詳しく目に御説明ができる場を持てればと思います。

○福和主査 よろしいでしょうか。一旦次の話題に入ってから、今のことも含めて議論ができればと思いますので、資料2のほうに話題を移らせていただきたいと思います。事務局から御説明いただければと思います。

○高橋（事務局） それでは、資料2を御説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、まず、半割れのケースで今回議論をさせていただく理由でございます。左下に書いてありますとおり、これまで自治体さんにアンケートをとらせていただくと、ケース1、いわゆる半割れケースの避難を検討しなければいけないという方が多いというのがまず1点。

それから、右側のほうで、図が小さいですけれども、過去の南海トラフの直近の2事例では、いずれも半割れで起こっているケースがあるということ。

右下のグラフになりますけれども、ケース1の場合は、世界的な統計のデータになりますが、1900年以降にマグニチュード8以上の地震が96事例ということですので、全体96事例のうち3日以内が10事例ということになります。

資料には載せておりませんが、先ほど御発言がありましたケース2、一部割れのケースについては、1,400弱の事例があったうちで、ケース1は3日以内ですけれども、ケース2は7日以内ということで二十数事例だったかと思いますが、そのぐらいの統計的なデータになっているということでございます。

こうした状況を踏まえて、ケース1、半割れのケースについて、まず前提として具体的な防災対応について御議論いただきたいということでございます。

続きまして、2ページをお願いします。想定される地震と津波の状況になります。左側は西側で地震が発生した場合、右側は東側で地震が発生した場合の図になっています。いずれの場合も震度につきましては最大クラスの地震と同程度で、非常に大きな震度を感じるところでは7以上のところが出てきているという状況になっております。

一方で、津波の状況については下のほうに書いてありますが、地震動に比べますと、例えば1メートルを超えるのが津波警報が出る規準になりますけれども、そういった津波高の観測が想定されているところはかなり広範囲にわたっている状況になっております。

次のページをごらんください。実際に半割れのときの被災地の状況についてでございます。一番上に書いてありますのは、気象庁さんが出される情報でいきますと、地震発生直後に緊急地震速報が出て、先ほど申しましたように大津波警報、津波警報がかなり広範囲に出ていくという形になっております。

人的・物的被害につきましても、津波もしくは揺れ等によって多くの被害が想定されておりまして、津波の影響で沿岸部につきましても、多くの住民が高台、避難場所、もしくは揺れで避難場所のほうに移動している状況になってきているかと思っています。

交通インフラの状況につきましては、まず1つ目に書いてありますとおり、緊急地震速報を受けて鉄道、空港などは一時停止をしますが、揺れの激しい地域ではかなり被害が生じて、復旧までにかかなり時間を要するという形になろうかと思えます。国道、県道等の道路の状況についても同様で、震度が大きなところ、もしくは津波が激しいところについてはかなりの損壊を受けている状況になってきているかと思えます。

ライフラインについても同様でございます。広範囲にわたって電力、通信、水道、ガス等が停止して、しばらくの間、復旧に時間を要するような状況になっています。

そういった中で、メディアのほうでは災害の報道が被災地を中心に特別番組などを通してかなり大々的に報道されているような状況になっているかと思っております。

それから、政府の動きとしましては、緊急災害対策本部等を速やかに設置して、被災地に対するいろいろな活動を始めているという状況になっております。

詳しくは4ページ目をごらんください。政府の対応のイメージということで記載させていただいております。左側に緊急災害対策本部、非常災害対策本部と書いてありますが、いわゆる非常災害については非常災害対策本部を立ち上げる形になっておりますが、特にその中でも著しく異常かつ激甚な非常災害については緊急災害対策本部を設置する形にしております。

過去の実際に本部を設置した事例でいきますと、今回の西日本豪雨でも非常災害対策本部を立てています。過去では熊本地震、御嶽山の噴火、新潟中越地震、こういったものは非常災害対策本部を立てていますが、東日本大震災のときは緊急災害対策本部ということで、恐らくマグニチュード8クラスの地震が南海トラフで起こった場合は、非常に著しい

被害が出ているということであれば、緊急災害対策本部等が設置される形になろうかと思
います。

実際に政府としては、右側の図にありますような緊急輸送ルート、救助活動、医療、物
資等々について、発災後速やかにオペレーションをとるような計画としております。ちな
みに、図のほうはマグニチュード9が起こった場合の前提になっていますが、恐らくマグ
ニチュード8が起こった場合についても、これに準用した形での速やかな対応をとるとい
う社会状況になろうかと思えます。

一方で、5ページ目をお願いいたします。被災をされている地域以外の状況でございま
す。こちらにつきましても、気象庁から緊急地震速報が出て、大津波警報・津波警報が被
災地域以外にも出ているかと思えます。

詳細は6ページ目を見ていただければと思えます。これが津波の情報、警報関係の発表
イメージになりますが、左側は発生直後、東側でマグニチュード8くらいが起こった地震
を想定した場合作ります、大津波警報が関東から九州、沖縄県あたりまで出て、それ
以外の地域についても津波警報等が出ている状況になろうかと思えます。その警報が出て、
それ以降大きな余震等がなければ、右側になりますが、半日もしくは1日後ぐらいで警報
が注意報に変わってきますので、この段階で南海トラフの臨時情報が出た場合、被災地域
の中で一回避難をされている方が、例えばどういう対応をとるのかということが、今回、
議論の焦点になろうかと思えます。

5ページ目に戻っていただきまして、人的・物的被害についても、先ほど申しましたよ
うに、地震発生直後に津波の危険性がある地域の方を中心として多くの方が高台、避難場
所へ避難をされている状況かと思えます。その後、津波の観測状況に応じて沿岸部の住民
のみ避難ということになろうかと思えます。

交通インフラ、ライフラインの状況につきましては、恐らく被災地域以外では、揺れを
感じていますが、それほど大きな被害は発生せず、鉄道であれば点検のために一旦停止を
して、点検した後に速やかに運行が再開されるという形になろうかと思っています。

そうした中で、一番下になりますが、南海トラフ地震に関する臨時情報というものがお
おむね30分後ぐらいには、何らか異常を感知したので調査を開始しますという第1号の情
報が出て、早ければ2時間後ぐらいに、評価会の検討結果を踏まえて、相対的に地震発生
の可能性が高まっているという情報が出るということで、このときにどう対応するかとい
うことについて御議論をいただく形になっております。

ページが飛びまして、7ページ目になります。先ほど申しましたように、南海トラフの
地震情報については30分で調査を開始するという第1号の情報が出まして、最短2時間で
地震発生の可能性が相対的に高まっているという調査結果をもとに情報が発表されるとい
う形になります。

今、気象庁で考えられている案文につきましては、右下に書いてありますが、下から2
つ目ぐらいのパラグラフ「南海トラフの大規模地震の想定震源域のうち、今回の地震の震

源域とならなかった和歌山県沖から日向灘の領域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。特に今回の地震から3日以内の可能性がより高いものと考えられます」というような感じの情報が出ておりました。

こういった社会状況の中で、ケース1、半割れのケースについてこういったことで防災対応を考えていけばいいのかを示したものが8ページ目になります。真ん中に図を描いてありますが、東側で地震が発生した場合という前提で、東側の被災した地域では人命救助等の応急活動がしきりに行われているという状況で、社会でも報道等を通じてかなり災害に関する情報が出ているという状況になっておりました。そうした中で、2つ目のポツにありますが、被災地域以外では、先ほど申しましたように地震発生から最短で2時間後ぐらいに大規模地震発生の可能性が高まったという情報が出ます。そうした場合に、それ以降適切な防災対応をとることが求められているという状況になっています。

こういった場合については、半割れのケースの際の防災対応の基本的な方向性として矢印の下に書かせていただいておりますが、被災地域で非常に甚大な人的・物的被害が発生しているという状況がございます。そうした中で被災地域以外では最初の地震に対して、例えば津波からの避難ということで緊急対応をとっておりますが、そうした後、みずからの地域で懸念されている大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応をとっていただく必要があるのではないかということが1点と、そうはいいながらも社会全体といたしますと、地震には備えつつ通常の社会活動をできる限り維持していく必要があるのではないかということで事務局案を提示させていただいております。

この表現につきましては、これまで大震法で求めておりました企業の対応ですとか避難の対応につきましては、実際、事前にかなり大きな防災対応をとって社会活動を一定程度制約するようなこともあり得るということになっておりましたが、ケース1、半割れのケースの際には、一方の地域でかなり甚大な被害が発生している状況を考えると、被災地域以外が社会活動をかなり低下させるような対応は、全体とするとやはり適切ではないのではないかということで、こういった表現にさせていただいております。

次のページをごらんください。こういった考え方のもとに、9ページ目以降、4点について検討項目として記載をさせていただいております。まず10ページ目につきましては、先ほどの考え方のもとに、こういった防災対応を住民、企業のほうでとるのかといった内容でございます。右側の企業の防災対応は、先ほど資料1で御説明した内容と同様のものになっておりましたが、多くの不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱うような施設、こういった非常に影響が大きい施設等については、確実に点検等を実施していただく必要があるのではないか。それから、先ほど議論もありましたが、明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避するような措置をとってもらう。先ほども申し上げましたが、明らかにリスクが高いものについてはリスクを回避するという視点でございます。そういった場合以外でも、基本的には意識を高めていただいて、もう一度安否確認の

方法を確認していただくですとか、場合によってはいろいろな防災対応、企業によって違うと思いますが、事前に防災対応をとっていただくことで復旧もしくは被害を軽減するような対応についてもできるだけやっていただく。そういったものを書いております。

左側の住民の対応につきましても、以前、ワーキングで説明をさせていただいておりますが、明らかにリスクが高いところについては、事前に避難を検討していただく必要があるのではないかと考えておまして、一番上のところにつきましては、津波避難施設等の整備が途上で明らかに避難が間に合わない、次の地震が起こって、地震発生した後に避難をしたのでは明らかに避難が完了できない、そういった地域については、事前に住民の方は避難をしていただくように検討していただく必要があるのではないかと。

2つ目の○でございますが、津波到達時間が短くて、もしくは土砂災害等の危険性があるということなのですが、地震発生後の避難ではもしかしたら間に合わない可能性がある。先ほどよりも1ランク違う地域になるかと思いますが、そういった地域については、避難に時間がかかります高齢者等の要配慮者については避難を検討していただくことをお願いできないかと。要配慮者以外の方につきましても、避難の準備を整えて、個人の状況に応じては自発的に避難をしていただくといった安全措置をとっていただく必要があるのではないかとというのが2点目になります。

上記の地域以外の住民につきましては、これも家具の固定ですとか避難先・避難経路の確認等々で、いざ地震が起こった際に確実に防災対応をとっていただける、それをあらかじめもう一度確認していただいて、警戒レベルを上げていただく。そういった形でどうでしょうかという案を御提示させていただいております。

続きまして、11ページ目は、防災対応を開始するトリガーをどうするかという議論でございます。先ほど申しましたように、半割れのケースにおきましてはかなり大きな被害が出ておりますので、政府としては、緊急災害対策本部等を設置して応急対策活動を実施しております。こういった状況ですので、政府としてもいろいろな形で情報を発表したり、いろいろな対応をとっていく形になっている状況かと思っております。

こうした状況の中で、気象庁から南海トラフ地震情報が発表された際には、既に設置されて、被災地域を対象として活動している緊急災害対策本部等にあわせて、政府として被災地域以外に対する防災対応を開始してください、開始する必要があるのではないかとという旨を明らかにする必要があるのではないかと考えております。

ということで、気象庁さんが情報を出されますが、その情報を踏まえて政府として何らか防災行動を開始していただくということを明らかにする必要があるのではないかとということで、現状では提示させていただいております。

次に、12ページ目は、防災対応の期間をどうとるのかということになります。1点目に書かせていただいている防災対応を実施する期間に関してはということで、■で書いてありますが、まず、防災対応をとるに当たっては、期間が決まらないとどういった対応をとっていけばいいのかわからないということもございますので、防災対応をあらかじめ決め

ておく必要があるのではないかと考えてございます。その際に、先ほど申しましたように、ケース1の場合は地震発生から直後に一番発生の可能性が強くて、徐々に地震発生の可能性が低くなっていくというデータもございますので、そういった科学的な状況や、前回、自治体のアンケートもしくはヒアリング等の結果をお示しさせていただいておりますが、避難を続けるといった場合に、いろいろな学校の状況や地域経済の状況を踏まえると、やはり3日、1週間ぐらいが限度ではないかというお声が多かったと思いますので、防災対応をとる期間として、まずは1カ月とか数年といったオーダーではなくて、3日、1週間、そういったものをベースに考えてはどうでしょうかというのが一つの提案でございます。

その上で、防災対応の期間につきましては、先ほど申しましたように、開始については何らかの政府がトリガーを明らかにするということですが、1週間もしくは3日たった後に一斉に防災対応をやめるのかということについては、やはりいろいろ地域によっても状況が違ったり、企業によっても状況が違うということを考えれば、そこで一斉にやめるのではなくて、1つレベルを落とす。最初にとっている防災対応のレベルを落とすことで、どのように落とすかについては地域もしくは企業のほうで状況を踏まえて考えていただく必要があるのではないかとということで提示をさせていただいております。

それから、2つ目のポツで書いています期間の日数の決め方。1週間、3日ぐらいではないかということをお先ほど御説明させていただきましたが、具体的に3日なのか、5日なのか、7日なのかということをおあらかじめ決める必要があるかどうかということでございます。1つ目は、先ほど申したように、発災当初が地震の発生の可能性が高い等々の科学的知見を踏まえますと、社会全体で備える具体的な対応を促すためには、あらかじめ日数を決めておく必要があるのではないかとという意見が1つあるかと思います。

一方では、次の■に書いてありますとおり、あらかじめ日数を決めておくとしても、その後の地震の活動状況、例えばまたマグニチュード7クラスの地震が起こったみたいなことがあると状況が大きく変わってくることもあると思いますし、先ほども言ったように、かなり反対側の地域で甚大な被害が起こっている状況を考えますと、いろいろと不測の事態といいますか、想定されないような事態ももしかしたら起こるかもしれないということをお考えると、そういった状況を踏まえて臨機に変更することもあるのではないかとという意見もあろうかと思います。その辺はいろいろな御意見があろうかと思っています。

ちなみに、カリフォルニアの事例を13ページ目にお示ししておりますが、カリフォルニア州では地震発生後の防災対応ということで、あらかじめ期間を決めて防災対応をとっている事例がございますので御紹介をさせていただきます。

1つ目のポツで書いてありますとおり、カリフォルニア州におきましては、地震発生後、何らかの評価を行った上で防災対応をとるという仕組みを1990年から開始しているようでございます。

3つ目のポツで書いてありますが、期間は3日から5日ぐらいを基本として防災対応をとりたいということをおあらかじめ決めておるそうですが、実際には、今回の地震につ

いては3日で防災対応をとりましょう、もしくは5日で防災対応をとりましょうということで、その際に日数を決めて防災対応をとるといような対応をとられているようでございます。

ちなみに最後のポツで書いてありますが、過去に10回、3年に1回程度情報を発表されているようですが、特にその後、地震が発生した事例は今まではないとお聞きしております。

実際にどういった防災対応をとられているかということが下に例で書いてありますが、緊急対応計画の再検討とか再確認みたいなこと、一応どういことをとるのか計画を確認するですか、物資や設備を点検する、情報の伝達計画を再確認する、地震発生時の防災行動を指導しておく、備えに対する報道の促進をお願いする、そういった内容をやられているとお聞きしております。

続きまして、14ページ目をごらんください。実効性のある防災対応にするための取り組みということで2点ほど記載させていただいております。上の四角の箱の1つ目の○になりますが、都府県・市町村、企業等で防災対応をとっていただくこうとすると、あらかじめどういった対応をとるかということを決めてもらう必要があるのではないかとということが1点です。

2点目につきましては、それぞれつくっていただく防災対応が調和のとれたものでないといけないと考えておまして、1点目は、国が基本的な方針を示すということで、例えば先ほど御質問がありましたとおり、下に大震法の記載がありますが、国としては基本計画で基本的な方向性を定め、それを踏まえて都道府県等では強化計画、企業の方には応急計画をつくっていただく、こういった形で全体として調和のとれていることが1点。

それから、上の四角の箱に書いてありますが、先ほどの企業のヒアリングでもございましたが、学校の対応、公共交通機関の対応、ライフラインの対応、企業の対応、それぞればらばらでは混乱するということですので、そういった地域ブロックごとに協議会のような場でお互いの計画の連携をとるようなものを考えていく必要があるのではないかと考えてございます。

15ページ目をごらんいただければと思います。具体的に企業、都府県・市町村で防災対応をどう考えていけばいいのかということについては、前回のワーキングの中でも、もう少し国のほうでしっかりいろいろなことを示す必要があるのではないかと御意見をいただきましたが、その点について、15ページ目以降に記載をさせていただいております。

1点目は、国としてはしっかり市町村、企業の方で防災対応を検討していただくために、検討の手順、考え方を示す必要があるのではないかと考えております。

2点目につきましては、市町村、企業は、こういった国が提示する手順、考え方をもとにして、それぞれの状況を踏まえて、具体的な防災対応を検討することが必要ではないかと考えてございます。

いろいろな形で下のほうにポツで書いてありまして、例えば国がお示しする手順や考え

方について3つ■で書いておりますが、詳細は次のページ以降で説明をさせていただきたいと思っております。

下のほうに参考で書いてございますが、これまでモデル地域ということで、高知県、静岡県、中部経済界に地域で検討をお願いして、我々としては情報をいただいて、今回、ワーキングの議論の素材として提供させていただいたところでございますが、徳島県も独自に新たな防災対応について検討をさせていただいているところでございますが、参考資料2をごらんいただければと思います。

徳島県では、南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応方針策定検討委員会ということで委員会を立ち上げられておりまして、5月に第1回目、7月に第2回目の検討会を開催させていただいております。その中では、左下に書いてありますが、県内の海陽町で2,000名ぐらいの方を対象としてアンケート調査をされたり、右側に書いてありますが、鳴門市、海陽町をフィールドとしてワークショップなどを開催して、議論をさせていただいているところがございます。上のほうに写真が載っておりますが、阪本先生も御議論に参加いただいているのと、きょうは欠席ですが、矢守先生も検討会のほうに入らせていただいて、検討しているという形になります。

先ほどの15ページ目に戻っていただきまして、こういった徳島県の検討でも、課題としては、下に書いてありますとおり、こういった避難対象を設定するのが難しいということもありますので、そういった考え方をしっかり示してほしいということでは言われていましたので、それに応じる形で考え方を提示していきたいと思っております。

16ページ目は津波の例ですが、国がお示しするイメージといたしますと、国としては、先ほどの基本的な考え方に基づいて、こういったところを市町村でまず検討してほしいのかということを示す必要があると考えております。例えばになりますが、南海トラフについては、基本は30センチ以上の津波が30分以内に来るような地域を特別強化地域に指定しておりますので、そういった地域については検討の対象範囲として考えていただけないでしょうかということを示させていただいて、具体的にどのような手順でやるかということについては、都府県のほうで内閣府よりも詳細に津波もしくは地震のシミュレーションをしていると考えておりますので、そういったシミュレーションをもとにどのぐらいの地域で、例えば津波が何分以内でどの程度の高さで来て、実際にその地域で津波の避難施設がどの程度できているか。そういったことを加味しながら、いざ地震が発災したときに避難がどの程度間に合うのかどうかを含めて詳細に、こういった対象地域でこういった方に避難をしていただくかみたいところを検討いただけないかという御提案をさせていただいております。

最後のページが17ページ目になりますが、土砂災害でございます。こちらも同様に、土砂災害につきましては、土砂災害防止法に基づいて区域指定がされておりますので、こういった区域指定ですとか、真ん中に書いてありますのは東日本大震災の震度階ごとの土砂災害発生分布になっています。縦軸は、震度6が起こっている面積と震度7が起こって

る面積は違いますので、それぞれの震度を1平方キロメートル当たりを分母にし、その当りに何カ所土砂災害が発生したかということに記載したのですが、震度6弱と震度5強では発生状況が大分違う。こういったこともデータとして示させていただきながら、何らか考え方を示していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございました。

大きく分けて3つのことが御報告されました。最初に冒頭、1ページから10ページぐらいまでのところで、今後の方向性について考え方が示されています。それから、11ページから13ページにかけてのところで、どんなタイミングで対応を開始し、どのぐらいの期間特別な対応をとるかというようなことが示されていて、14ページ以降に少し全体的な考え方が示されています。一緒に議論してしまうとわかりにくくなりますので、今の3つのテーマに分けて順に議論をさせていただきたいと思います。残り時間は1時間ぐらいですから、15分から20分ぐらいずつの時間をかけて順に議論をしていきたいと思います。

10ページまでに示されている基本的な考え方、特に8ページから10ページぐらいのこの議論について、最初に行わせていただきたいと思います。まず、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 幾つかあるのですけれども、まず簡単などころからいきます。10ページの住民の対応のところ「個人の状況等に応じて自発的に」というのは、等の中に読めるとは思いますが、土砂災害については明示的に書いてありましたが、もっと明示的に、耐震化されていない旧耐震の家屋に住む人に対しては、震度6弱以上になる可能性がある場合には避難を強く求めるということ。

同じことを事業所についても、先ほど非常に重要なデータが出されましたが、耐震化されていない事業所が多いということですから、そこに対してもある程度、相当強力で避難を求めるようなことはしたほうが良いと思います。まずこれを申し上げたいと思います。

○福和主査 ありがとうございます。きっとたくさんありますよね。

○平田委員 たくさんあります。だから、その後、皆さんの意見を聞いて。

○福和主査 いいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎委員 私は正直、資料2の基本的な考え方そのものは賛成です。今までの議論も踏まえて御検討いただいているありがたいことだと思います。賛成だという前提のもとで、私もいろいろありますけれども、基本的にはその前提のもとでお話しさせていただきたいと思います。

まず、10ページまでということ言えば、一番上に書いてある「明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災対応をとり、社会全体としては地震に備えつつ通常の

社会活動をできるだけ維持」という、この明らかにとか、できるだけというあたりが、いろいろとバランスをとられた御表現であられるのだらうなと思います。問題は、この兼ね合いをどう考えていくかということこれから詳細に詰めていきたいと思いますということになるのだらうと思うのです。

ここについて、私の考えとしてお話しさせていただければ、先ほど田中先生もおっしゃいましたけれども、特にケース1の場合というのは100年に1回、150年に1回の出来事ですから、2～3日の社会活動をそれだけ大事にするかどうかというところよりは、100年に1回のとてつもない危機にどう備えるかという前提で考えたほうがいいのかという気がいたします。

台風対応などで私もいつも県内で話をして、市町村とも打ち合わせしているのですけれども、防災対応というのは空振りはおケーだと。ただ、見逃しは絶対的にアウトなのであって、とにかく空振りを恐れて対応しないということがどれだけ後々いろいろな問題を引き起こすか。とにかく空振りは恐れないで、空振りはおケーだけれども、見逃しは絶対にだめだと、そういう発想なのではないかと思います。ここは結局、最終的には、明らかにと、できるだけ兼ね合いの問題だと思います。

最後に、基本方針をこれからつくっていくこととなると思いますけれども、ぜひ基本方針をつくっていく骨格などを論ずるに当たって、このあたりはより詰めた議論をさせていただければ幸いです。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

杉保さん。

○杉保委員代理 静岡県ですが、本県でもこの対応については検討会をつくって議論しているのですが、今までの取りまとめの基本を考えますと、平時の生活を維持することを基本にして、その上でリスクの高いところについては安全措置をとる。そういう考え方に集約されようとしているので、例えば10ページの上の四角の表現が逆になっていますね。リスクが高い事項を回避して、それでできるだけ維持するために基本とするというふうになっていますので、うちの議論は逆で、まずは平時の社会活動をできるだけ維持するような努力をし、その上で、どうしても危ないところは危険の回避をするということなので、基本的な考え方として、そこをちょっと明確にしていってほしいのですが、社会全体としてどう備えるべきかということにつながりますので、そこをぜひ明確にした上での議論をしていただけるといいなと思います。

○福和主査 今、この文章の2つの順番の議論が出ました。これは結構意見が分かるところだとは思いますが、今の御意見に対して別の意見の方もいらっしゃると思います。

○海堀（政策統括官） ちょっと確認ですが、今の静岡県さんの御意見は、半割れのケースであってもということですか。

○杉保委員代理　そうです。全てのケースでそういうふうを考えられるのではないかと思います。

○海堀（政策統括官）　なるほど。わかりました。

○福和主査　今の点だけは少し意見を聞いておいたほうが良いと思うのですが、いかがでしょうか。今のは結構踏み込んだ御意見なので。

○尾崎委員　全然違うので驚いた。

○福和主査　多分、尾崎委員とは違う御意見だと思いますから、今、2種類の御意見が出ているという状況だと思います。ここは悩ましい判断だと思いますが、ケース1でもというところを今おっしゃっていますから、いかがでしょうか。今の議論は離れてでも構わないです。

平田委員。

○平田委員　今の議論について、私の意見は、事務局原案のように、やはり明らかにリスクが高い事項について回避するべきだと思います。ここで余り明示的に話題になっていませんけれども、マグニチュード8を超える半割れになったときには、明らかに7を超える余震がたくさん起きます。物すごくたくさん起きます。ですから、被災地域でも引き続き強い揺れに見舞われている状況が続いて、その状況の中で、場合によっては被害を受けていないところでも強い揺れになるという、その社会的な混乱は物すごくありますので、私としては、明らかにリスクの高い事項について、それを回避することをまず最優先にさせていただいたほうが良いかなと思います。

○福和主査　先ほどの栗原委員の御意見も、まずは命を守る。次に地域を守る。最後になりわいを守るという順番だったので、それに基づく、この順番になる。

○杉保委員代理　その前提として、情報がどの程度確からしいものかというところの認識が十分ではないということがあります。今までの大震法のものに比べて、そこまでやる必要がある情報ではないという考え方があるのですけれども、そもそも情報の意味が曖昧なので、本県の検討では、それほど確度の高い情報ではないという判断に引きずられて、平時の生活を維持することを前提とする議論がなされているということです。

○福和主査　岩田委員。

○岩田委員　一部静岡県の委員会に関係している人間が発言するのはちょっとおかしいかもわかりませんが、私の認識も、実は今の事務局の御提案と同じなのです。明らかにリスクが高いことに対して、きちんとそれを回避するという防災対策の原則に従ってやる。ただ、一方で、社会全体の社会活動を維持するということは当然だろうと。

だから、ここで社会活動を維持することを大前提としていろいろなものを中途半端にするということは避けておきたいと考えています。特に半割れのケースはかなりリスクが高いということを我々は意識した上で防災対応をとっていくべきだと考えていますし、その後もずっとそういうふうになっていくと思うのです。

ただ、1つだけひっかかっているのは、自発的に避難するというところを人任せにして

おいていいのかという問題があって、一般論として、耐震性のないところについてはきちんと退避行動をとることは重要だということを示しながら、一方で、津波と土砂災害についてはきちんと行政が指導することが重要だと考えていますので、そこら辺をきちんと押さえておいていただければと思います。

○福和主査 阪本委員。

○阪本委員 阪本です。

今の話とも関連しているのですが、この臨時情報はどこを対象に出てくる情報なのかと、あと、どういう出方、ビジュアル的にどう出てくるかによって動きというのは変わってくるのではないかと思います。全国的に出てくる情報であれば、ターゲットとする人が本当に危ない方と、そうではなくて今備えなくてはいけないという人、両方に分かれてくる。そういう中で受けとめ方も変わってくる可能性がある。逆にピンポイントで南海トラフが想定されるエリアだけで出てくるのであれば、またそれも出方が違うのかなというのが一つと、見せ方も、例えば8ページに出てくるように、危険度が高いエリアだけ赤で囲って、こういうエリアが該当します、被災地外は黄色です、黄色の人はこうしてください、赤の人はこうしてくださいというふうに出してくるのか、それとも、7ページにあるように文字情報だけで出てくるかによって受けとめ方はかなり変わってくると思うのです。それも多分、この場で議論していかなければいけないのかもしれないのですが、やはり情報の対象範囲と見せ方みたいなものは、今後、検討が必要だと思います。

○福和主査 ありがとうございます。

これについて、高橋さんのほうから。

○高橋(事務局) 資料の5ページ目の※だけで書いていて申しわけございません。まず、情報が出る範囲については、南海トラフで影響が想定されている地域ということになりますので、今回のケースの場合でも、被災地域以外プラス被災地域も含めて全体として情報が出ると認識をしております。ただ、情報の出し方をビジュアルみたいな御意見がありました。どう出すかについては、また今後、今回の防災対応の議論を踏まえて気象庁とも連携しながら考えていきたいと思っております。

○福和主査 田村委員。

○田村委員 今、おっしゃっていただいた8ページを見ますと、右側の被災地域というのは、例えば災害救助法の適用地域を被災地域と呼ぶのか、それとも右の赤と黄色は、科学的根拠に基づいて自治体を明確に2つに分けることができるのかというのは、どう考えればいいのか。

もう一つ、先ほどの避難情報の話、10ページのところまで入っているとすると、これを読んでいる限りは、要配慮者は避難とあるので、避難準備情報が出るという考え方でよいのでしょうか。議論が必要かと思えます。

○福和主査 多分、定義の問題になってきますので、事務局のほうでお考えがあれば。

○高橋(事務局) まず、8ページ目の被災地域と被災地域以外の明確な区分があるかと

ということなのですが、これは済みません、今の段階で明確な区分があるわけではございませんし、恐らく実際の発災をしたときの被害の状況によって異なってくるだろうと思いません。今回の資料でお示したのは、被災地域ということで一定の、マグニチュード8の地震が東側もしくは西側で起こったときにより甚大な被害が出る地域をあくまで被災地域ということでイメージをして説明させていただいているところでございます。

2つ目のお話で、情報について、2つ目の○ですかね。これが避難準備・高齢者等避難開始情報に当たるのかという御質問ですが、情報の内容からすると、今の情報体系でいけば避難準備・高齢者等避難開始が一番適切というか、合っている情報かと思いますが、これがそのまま避難準備・高齢者等避難開始情報かと言われると、まだそこまで具体的に検討したものではありませんということになるかと思えます。

○福和主査 最初のほうの御質問については、多分、これは相当早い段階で動かないといけないので、被災地域ということをも明確に定義した上で進むことはなかなか難しそうだろうなと思えます。

2つ目のことについては、先ほどの御発言もベースに、今後、具体的に考えていくことになるかと思えます。

橋爪委員。

○橋爪委員 避難の話、特に住民の避難の話です。今、岩田委員とか、表現をかなり詰めたほうがいだろうということは私も賛成で、これは避難の期間にも関係してくるのですが、いわゆる津波避難タワーに一瞬避難するというわけではなくて、きちんとした避難所に数日あるいは1週間ぐらいいるとということなので、避難所の確保というのはきちんと決めておかないと難しくなるのではないかと思います。なので、高齢者、土砂災害とか、今幾つか定義がありましたけれども、かなり詰めた定義をしないと実際に自治体で避難所を確保するのが難しくなる。今、一時避難場所はかなりありますけれども、これとはちょっと違う新たな概念で避難させなければいけないというのは思いました。

○福和主査 キャパシティの問題との兼ね合いもあるので、それもこれから詰めていかないといけない課題かと思えます。

そのほかよろしいでしょうか。

では、一旦、2つ目の話題に入っていきたいと思えます。11ページから13ページに書いてあることとなりますが、まずは開始時点の取り扱いをどうするか、それから、その期間についてどう考えるか、この2点であります。いかがでしょうか。

阪本委員。

○阪本委員 質問がありまして、11ページに書いてくださっている「政府が被災地以外に対する防災対応を開始する必要がある」と、具体的に、被災地以外に対する防災対応とはどういうものをイメージされているのかというのを、もし教えていただければ。

○福和主査 では、高橋さんのほうから。

○高橋（事務局） ちょっとわかりづらい表現で済みません。例えば、今回議論していた

だいて、一定の地区では事前に避難が必要だ、もしくは企業としてはこういう対応をとっていただきたいというのは、多分、あらかじめ決めていただいたほうがいいのではないかと提案をさせていただいておりますが、そういった防災対応を決めていただいて、それを開始する際の表現を、被災地以外で防災対応を開始するということで、今回検討いただいているような内容を開始していただく。そういったものをイメージしています。

○阪本委員 ということは、現地対策本部を設置するとか、そういうイメージではないということでしょうか。

○高橋（事務局） 11ページ目に書かせていただいているのは、それぞれの地域、もしくはそれぞれの企業において防災対応をあらかじめ決めていただいたものを開始する、そのシグナルもしくはトリガーとして気象庁さんが出される情報だけではなくて、政府として何らか、それを開始してくださいねということをはっきりさせる必要があるのではないかと、具体的にどうするかは今後もう少し詰めないといけません、政府として何らかシグナル、トリガーを出さないといけないのではないのでしょうかということをお示しさせていただいているということです。

○福和主査 よろしいですか。臨時情報とセットで、政府の側で何らかのメッセージを出す、その仕組みをどうするかということのようです。

田村委員。

○田村委員 12ページの3日や1週間というのは、社会の側だけの要因を考えてよいのか、それとも実際に半割れが発生したときに、外力によってこの3日や1週間というのは変わってくるのかということが知りたいです。事前に決めておけるのか、起こってから決めるものなのか。

○福和主査 外力に関してのコメントは、平田先生とか山岡先生に。

○平田委員 外力に応じて、つまり半割れの程度に応じて、何日間警戒を続けなければいけないかというのは、現在の地震学では言えません。言えませんが、過去の事例として、事務局が集めた97例のうちおよそ3日で10例ぐらいあるということが今の最大のエビデンスですので、私としては、こういうことが起きたら何日間かは厳重警戒をする必要があるということを決めておく必要があると思います。つまり、データを見て安全になりましたよということは判断できませんから、カリフォルニアの例のように、安全目に見て1週間というか、ともかく3日間は頑張る必要があるということも含めて、大ざっぱに言うと1週間は厳重注意で、そのうち最初の3日間は特に注意してくださいということをお示しする必要があります。

ただし、きょうの議論は、半割れのケースのときにはどうするかということだけをお示ししているのですが、実際の現象は、ぴったり今考えているような半割れだけが起きるわけではないので、現状を見て違う現象が起きることを考慮すべきです。仮に東側が半割れしたときに、西側のところで普通の意味の余震よりは大きい地震が起きた場合とか、ゆっくりすべりが起きたとかいうことを気象庁が観測する。気象庁だけではなくて色々な観測機関

が観測したときにはどうするかということ。これもあらかじめ決めておく必要があると思います。それはシナリオというか、あらかじめ作っておいて、今の現象がどういう状況になっているかということ判断しつつ、あらかじめ決めたものに当てはめるといったことが必要かなと私は思います。

○福和主査 尾崎委員。

○尾崎委員 確認ですけれども、11ページの基本的な考え方というのはこういうことだと思いますよね。気象庁の情報に基づいて政府が何らかの形でトリガーを発すると。トリガーを引くと、あらかじめつくっておいた防災対応計画に基づいて各都道府県、市町村、企業も何らかの行動をとり始める。この計画については、国があらかじめ策定について手順、考え方を示して、その計画策定をバックアップされる。さらに、国自身も基本方針を持っているのだと。基本的にはそういう理解でよろしいですね。

○高橋（事務局） そのとおりです。

○尾崎委員 問題は、多分、今後論点となるのは、先ほど申し上げた基本方針の中で、明らかにとか、できるだけとかいうあたりの程度の兼ね合いをどのようにしていくかというところをぜひ議論させていただければということが一つと、もう一つなのですが、トリガーの程度の強さの問題について。先ほど田村先生が言われたのは、恐らく避難準備・高齢者等避難開始とかいう指示を現在出しておられるような形に類似したものになるのだろうと思うのですが、実際に自治体に何らかの行動をとりなさいと言っていたほうがよいのではないかと私は思います。こういう危機的な情報が出たときに、それに対して正面から向き合おうとするところと、正直腰が引きぎみになるところと、現実問題としてあるのではないかなと。実際にL2タイプの新しい想定が出されたときもそうでした。少なくとも相当及び腰などところでも、それなり以上の行動がとれるように、要するにミニマムをマックス化するといいますか、そういうことが危機管理的には求められるということではないかと思えます。

何らかのトリガー、最終的にどこまでかということについては法的な点も含めて詰めないといけないとは思いますが、ぜひこの強さの程度というのも非常に大きな論点かと思えますので、また御議論を賜ればなと思っております。

そして、この期間の問題については、また専門家の先生の御議論もぜひ積み重ねていただければと思いますが、ぜひ一定の期間プラス臨機に変更という形での対応をいただければと。ただ、臨機に変更が余りランダム性が高いと、事実上永遠ということになりかねないので、そこらあたりの見せ方を工夫しないと、経済活動に及ぼす影響とかをよくよく考えないといけないということにはなるのですが、いずれにしても、特にケース1の場合は安全側に立った対応をお願いできれば幸いだと思っております。

最後なのですが、恐らく今後、南海トラフ特措法に基づく応急対策活動要領とか、そういうものも新たな臨時情報に合わせて見直しをしていかなければいけないのだろうと思うのですが、その際、11ページの絵にありますように、仮に東側で地震が発生した

場合、応急救助機関というのは応急対策活動要領に基づいて、赤で囲まれているところと余り言うとは平田先生に多分怒られると思うのですけれども、例えばこういう地域に行くとしたら、黄色の地域に対する備えというのをあらかじめするようにしておくのですか。要するに、兵力を一部残しておくというか、そういう対応をとることとなるのかどうかについて。

例えば、私はもっとDMATをふやすべきだ主義で、ナショナル・レジリエンス懇談会とかでもいろいろお話しさせていただいて、今回の全国知事会でもそういう旨の特別決議などをしたところですが、災害時の医療救護の問題などを考えると、正直、現状では明らかに戦力が足りないわけです。そういう中で、仮に東側が半割れした場合に、ここにどれだけ兵力を割けて、その他の地域に対してどれだけ医療供給を行えるようにするか。そのあたりは一定の選択も必要になってくるかもしれない。この応急対策活動要領を半割れの場合にどう考えるかということは、まだ今の段階では早いかもしれませんが、後々非常に大きな論点になるのではないかと考えております。とりあえず、今は、論点になるのではないかとということを申し上げるところだけですけれどもね。

○福和主査 ありがとうございます。後ほどの全体のところの議論でも今の話はかかわってくると思いますが、期間の問題で言うと、尾崎委員がおっしゃったように、3日とか7日と決め打ちにするのではなくて、平田委員の御発言も含めて、ある程度幅のある形で考えておくという方向での御発言が幾つかあったと思います。ただし、それはそのときの事情において。

○平田委員 基本は、私は、決めておいたほうが良いと思うのです。

○福和主査 状況に応じて決めておく。だけれども、それは決め打ちではないということですね。

○平田委員 そうです。

○福和主査 3日から7日の幅の中にあるけれども、こういう事態をあらかじめ想定しておくときは3日、こういう事態のときは5日というふうに決めておくということでしょうか。それはシナリオがどれだけ準備できるかにもよりますけれども。

岩田委員。

○岩田委員 3日とか5日とか7日というふうに数字を出して概念をつくるというのは、いいのかもわかりませんが、ある程度数日から1週間とか幅の中で一応概念をつくっておいたほうが良いと思うのです。3日間で終わりとか4日間で終わりではなくて、数日から1週間程度が第1ステップであると。ただ、状況に応じて、例えばさまざま複合的に、先ほど平田委員が言われたようにスリップが始まってしまったとか、ほかで余震が起きているとか、そういったことによってその期間が延長されることがあるということをきちんと事前に周知しておけばいいのではないかと考えています。そのときにはまた応急対応を継続していくような形になります。

ただ、一段落、例えば数日から1週間の中でとれるさまざまな応急計画について、あら

かじめきちんと決めておくということが重要だと思いますけれども、まずそれが1つ、私自身は思っています。

それから、12ページに警戒レベルを落とすという、これも非常に重要な概念で、最大限の警戒態勢をとるレベルと、それを1段落とすレベルをあらかじめきちんと決めて、それについて事前の応急計画を定めておく。これをルール化しておくことがもう一つ重要なことだと思いますので、そここのところをぜひきちんとこれから議論していただければと思います。

○福和主査 横田さん。

○横田（事務局） 事務局として少し確認です。平田委員の発言は、地震学的には、危険な期間を明確に言うことはすごく難しい。さまざまなシナリオは考えておくべきではあるが、その結果、警戒する期間をどのくらい延ばすべきと言うことも言えない。科学の側から期間を決めることは難しいので、あらかじめ、3日とか1週間とかある程度期間を限定した対応を考えるのではないかということと言われたという理解でよろしいですか。

○平田委員 はい。

○横田（事務局） それから、岩田委員が言われたのは、逆に、科学のほうが難しい分、防災としての観点で少し幅を持って考えるようなことも必要ではないか。その際、警戒レベルが少し落ちるが、先ほど山岡委員がおっしゃったように、オフした後も実は安全であると言っているのではないので、地震がいつか起こるかわからないことをどのように伝えるのか、その場合の防災対応をどうするかということを考えておくべきであるということによろしいでしょうか。

○岩田委員 科学の側に求めているわけではなくて、要するに防災対応をとる側において、数日間なら数日間という形で、ある一定の期間の中で防災計画を計画せざるを得ない。

レベルを落とすということも、これは別に科学の側に求めているわけではなくて、社会の対応としてワンランク落とした警戒レベルで応急計画を決めるということも事前にきちんとルール化しておくことが必要だと。

○横田（事務局） 尾崎委員が、ケース1であると必ず地震が起きているという過去の事例を踏まえ、半割れの場合の過去の事例を踏まえて十分な対策を考えておくべきであると。サイエンスが知っているのはそこまでのことということでよろしいでしょうか。

○尾崎委員 そうですね。できるだけ安全側に立ってということだと思います。一定期間を定めておいて、ただ、それで絶対決まりではなくて臨機応変に対応いただくという方向感には私も賛成ですし、岩田先生が言われた、ゼロ・イチにならないで、一挙にやめるというのではなくて、レベルを徐々に落としていくという方向でいくべきだという御発想にも賛成です。ただ、期間のとり方とか、臨機応変にといたときの臨機応変のあり方とかということについては、さまざまにまた深く議論していただきたいと思いますが、ぜひ安全側に立った議論を展開していただければ幸いですという思いです。

○福和主査 平田委員。

○平田委員 科学的に見たときには、安全になったとは言えないのです。ずっと。つまり、今も同じで安全ではないのです。ですから、ふだんと同じように安全でなくなったと、変な言い方ですけども、そこにしかならないので、結果的な安全宣言、いわゆる安全宣言は出せません。ただし、警戒の解除はしなければいけないので、そのときに私が強調したいのは、やはり最初の3日は極めて危険だという認識が重要です。ぼやぼやして1週間後に準備したのでは間に合わないから、何かが起きたときに最初の1日、2日、3日は厳重に注意することが重要である。そこをぜひ強調していただいて、だんだんレベルが下がってくる。けれども、これはどこまでいっても安全にはならないので、「ふだんと同じように危なくなりましたよ」ということをもうちょっと大人の言葉でちゃんと言うことが必要なので、そこだけを最後に強調させていただきます。

○福和主査 多分、特別な警戒をするとともに、特別な準備をする期間というふうに考えるのだと思います。今のお話では、3日という数字とか7日という数字は出てきていて、そこについて特に大きな議論はないと伺っていますが、よろしいですか。ある程度幅を持たせてというような議論になっているかと思います。

加藤委員。

○加藤委員 基本的には一般の社会の人が思っているほど科学は進んでいないというか、わかっていないことが多くて、確定的なことは言えないという意味では、確度が低い情報であるという理解でよろしいですか。

○平田委員 確度というのは難しいのですけれども、例えば半割れしたときに残りの部分が割れる確率は明らかに高くなっている。これは確かです。確率が高くなるということと、その事象が実現するかということはまた別なことなのです。科学は簡単に確率と言うけれども、実社会は確率ではなくて実際に起きたことを問題にしなければいけないので、そこはかかり大きな開きがあると私は思います。ですけれども、リスクというか期待値を問題にする以上は、最初の数日間は被害の期待値が極めて大きいですから、それに対して万全の体制をとるということは、社会として当然のことだと思います。

一体いつまでそれをしなければいけないかということ、むしろ科学というよりは、社会がベストを尽くすのは何時までかというところで解を考えていただきたいと思います。

○加藤委員 私も理科系ですから、基本的には理解していますが、要するに社会が科学を見る認識と、科学が科学を見る認識にギャップがあるという前提であり、その前提をきちんとみんな共有しておかないといけないということと、さらに、ある時期に解除した後は、要は一定のリスクと共存していくのだという社会的な合意をしておくことが非常に重要なポイントだと思います。冒頭に挙げたギャップがある中で、果たして上手に社会全体が、一定のリスクと今我々は共存して暮らしているのだという認識に立てるかどうかというところが勝負所のような気がしています。そういう方向に持っていくための準備を国も持つべきだし、直接市民に語りかける市長さんとか県知事さんも持つべきだし、特別な準備をしておかないと、逆に社会の混乱に拍車をかけるのかなという懸念があります。そのあた

りはどうですか。

○福和主査 どうぞ。

○尾崎委員 正直なところ、県知事として、これは3日で一旦解除という話になって、記者会見をやると、みんな記者さんたちが何と言うか。昭和の南海のときは2年後でしたよねと。たった3日で安心していいのですかと。それに対して私は何と言うかということ、ここから以降のパッケージとって、例えば高齢者の皆様方が丘の上で住める、そういう住宅を、まずみなし仮設から始めて、一斉に今からつくっていきます。そういう対応からいきましょと。ですから、皆さんももっと徹底して準備を続けてくださいという言い方を多分ずっとし続けると思います。

そういう形で、国としてミニマムレベルを定めていただいて、そこから先は、住民感情とかその地域の危険性に依じて各自治体が一定のリスクをとって、それぞれ対応していくということになっていく。まさに先生の言われた方向になっていくのだろうと思いますし、そこはまた、自治体としてもこれにプラスオンして考えるべきことがたくさんあるだろうなと思います。

○福和主査 鎌田委員。

○鎌田委員 今回、国がトリガーを切って避難をスタートし、そこから3日間なり1週間避難するまでの時間の考え方は示されています。住民たちが避難を完了するまでの時間についてはどのように考えられていますか？例えば震度5の地域がかなり広い範囲で発生していると、電車は止まり、なかなかすぐに自宅近くの避難所に避難することは難しいと思うのです。ある程度の時間スケールで計画に沿ったものが完了できればいいのかというのも考えておくべきと思っています。

○福和主査 どうぞ。

○高橋（事務局） 実際に防災行動をどうとっていただくかということ議論した上で、具体的な防災対応をどうとれるかという現実性はもう少し詰めないといけないかと思っています。ただ、被災地域以外は、今の想定ですけれども、それほど大きな揺れ等は発生していないという状況と、今回の半割れのケースで言えば、一旦津波の警報などが出て、沿岸部の地域の方は、避難場所になるのかもしれませんが、一度逃げていただいている。その2時間後に地震の発生の可能性が高いという気象庁の情報が出て、その方がどう移行するのか。津波警報が出っ放しですので、警報が例えば注意報に切りかわった、もしくは解除されたときに、本来であれば自宅に戻るのですが、戻らずに防災対応として別の避難先に移動していただくのかということになると思いますので、そこはもう少し都道府県の方とも調整をさせていただきながら詰めさせていただきたいと思っています。

○福和主査 山岡委員。

○山岡委員 1つだけ。少し視点を変えてというか、行政というよりはむしろ個人の立場で物を考えると、最終的に自分の命を守るのは自分の責任であり、自分で判断して行動を決めるということだったとすると、結局、ちゃんと事前に丁寧に何が起こるか、あるいは

どういう状況であるかということの説明しつつ起こっていることの情報を出すということがとても重要かと思うのです。

一番自分が困る例でいうと、東京にたまたま出張していて、四国で大地震が起きたと。そうすると、東海道新幹線で名古屋に戻ろうかということ、ちょっと嫌だなという気分。では、いつまで東京にいるかという判断とか、例えば新幹線の中でも自分で思う危険な場所を回避してそこだけ在线に乗るとか、いろいろな判断ができて、結局、自分の命は自分で守るということ判断せざるを得ない。

そのときには、情報がたくさんあったほうが恐らく安全だろうと思うし、国民的にも、市民的にもそのほうが納得できると思うのです。だから、行政というか平均的な国民、住民というふうに考えるのと同時に、個々の住民にも役に立つような情報の出し方とか、そういうこともぜひ議論していただけるとありがたいと思います。そんなところです。

○福和主査 ありがとうございます。

栗原委員。

○栗原委員 ちょっと論点から外れるかもしれませんが、2点ほど。

まず、3日や1週間というお話ですけれども、今でもちょっと大きい地震が起きると、気象庁さんが「同程度の余震が3日間とか1週間起きる可能性があります」とかいうことをおっしゃっていますが、それに対してさしたる混乱というのは生じていないと感じています。ということでいくと、あらかじめ決めておいて発していただくことに関して、南海トラフ地震といえども、そう混乱を生じることなく受け入れていただけるのではないかというのが1点。

もう一点は、ケース1に限らず、2でも4でもそうなのですが、今現在、臨時情報が発せられると何が起きるだろうと考えたときに、たとえ家にしっかり備蓄を持っている人であっても、飲料水であるとか、カップラーメンであるとか、こういうものを買いに走ったり、あるいはガソリンスタンドに長蛇の列ができたり、ATMにみんなお金をおろしに行ったりと大混乱が起きるだろうと思います。

ということは、今ここでやっているような議論がもう少し進展したら、「こういうときに臨時情報を出して、それはこういう意味があります。そういうときに備えて事前にこういうことをしておいてください」、あるいは出された瞬間に、事前の備えの確認をするぐらいで慌てて買いに走るなどか、そういうことを行政も、マスコミも、しっかりやっていかなければいけない。また同時に、企業も、臨時情報が出たときに企業がどういう対応をしますというのはまだ従業員にうまく説明できていない。そうすると、臨時情報が出たけれども、うちの会社は稼働しているのかとあって、多分また従業員に混乱を来す。いきなり帰ってしまう人が出たりということが起きないように、事前にきちんと説明していく必要がある。

以上のようなことから、ある程度方向性がまとまってきたら、それをいかに広報して知らしめていくか、そういうことをやることによって混乱を減らす。これが一番重要ではな

いかと思います。あるいは事前の備えを個人、企業、行政等全て含めて、あらかじめ整えておくことが一番重要だと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

杉保さん。

○杉保委員代理 先ほどのどちらが先かみたいな議論にちょっとこだわっているのですが、そもそもこれまでの大震法に基づく警戒宣言みたいな情報が出なくなりました。それよりももう少し曖昧な、緩やかな情報が出るようになったということを前提に我々は議論していましたので、今の議論を聞いていると、大震法の警戒宣言に係る情報が今回の新たな情報に変わっただけで、同じような枠組みになってしまうような気もするのですけれども、そこはどうなのですか。もっと緩やかに、穏やかに社会として今回の情報を捉えて対応する方向を目指しているのかなと思って我々は議論しているのですけれども、今の議論だと、危ない情報はちゃんと危ないと理解して社会で対応するということになる、前の大震法のスキームと余り変わらないような気がするのです。それが危機管理のあり方であれば、それは仕方ないのですけれども、そういうふうに考えます。

○福和主査 平田委員。

○平田委員 大震法のときには、3日後にマグニチュード8.何がしの大きい地震が起きるということを前提にして対応を決めていただいていたわけです。今回は、半割れのときに残りが割れる可能性が高いといっても、ざっくり言って10回に一回なのです。だから、そうではないことのほうが多いということを前提にした対応を考えていただきたい。

それから、昔に比べれば、緊急地震速報ができましたから、新幹線がいきなり脱線することは恐らくないです。そういう場所もあるかもしれませんが、基本的にはないはず。ただし、津波は静岡県の場合にはあつという間に来てしまいますので、それは別に変わっていない。ただし、10回に1回しか起きないことを前提にして、ある意味、空振りでもいいということのできる範囲でやろうということを議論していると思うので、大震法を前提とした応急防災対策とは違うと思います。

○高橋（事務局） 事務局からですけれども、やはり大震法的时候は、明らかに地域等で社会活動を2～3日とめることを前提とした計画になっているように理解しております。ただ、8ページに示させていただいたように、今回の件は地震発生の可能性の科学的な話であったり、社会的な受忍の限度ということを見ると、明らかにリスクが高いところは回避をしていただきつつも、全体としては何らか地域が活動を継続していく、警戒レベルを上げながら活動していくということで、我々としては大震法とは差異があるものと理解しております。

○福和主査 きちんと備えてくださいと。

行きますか。もうそろそろ次の話題に行かないといけないかなと思いつつ。

○橋爪委員 1点だけ。今、情報の話もあったと思うのですけれども、最初に終わりを言

うというのが非常に大事なのですが、ぜひ、3日でも1週間でもいいのですが、続報のあり方というのを少し考えていただきたいなど。これは国民の皆さん方が避難している、あるいは避難していないけれども、かなり揺れが強いとかいうところの地域の方に、今、どういう状況になっているかということ、もちろん気象庁は絶対にやらなければいけないですが、国も、自治体の方もそうだと思いますが、どういった続報を出していくかという議論もしていかなないと、これは解除まで不安な状況になってしまいますし、おまけに半割れで、片や人の生き死にで、我々報道もそちらにはかなり勢力をそがれています。次起こることを全面的にやるというパワーもないです。その中で、ちゃんと情報を出していただければ、我々がフォローしてきちんと国民に伝えますので、そこの議論もぜひしていただければと思います。

○福和主査 わかりました。3日ないしは1週間の間の中での続報の議論。

そうしましたら、もしもお許しいただけるようでしたら、3番目の全体の議論に行きたいと思います。14ページ以降になります。先ほどの基本的な方向性に基つきつつも、これからどんな方向で物を見ていけばいいのかということが記されております。これについて皆様から御意見をいただきたいのですが、一つは、あらかじめ何らか方向性というかガイドラインをつくっておくということと、もう一つは、地域ブロックの中でいろいろな人たちが議論する場をつくっておくという、その2点になります。いかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 質問なのですけれども、13ページのカリフォルニアの例なのですが、関連するので、戻って済みません。ここには地方行政機関が実施する防災対応の例と書いてあるのですが、カリフォルニアの例の対象はどの範囲。企業とか市民も含まれるのですか。それとも行政だけなのですか。

○岩村（事務局） 事務局の岩村です。

カリフォルニアで策定されている計画では、その対象としては、住民の方とか学校、病院といった、様々な関係者が計画の一員として入っているということです。

○加藤委員 それぞれの機関で、組織でつくっている。

○岩村（事務局） あらかじめ防災対応の計画をつくっており、その再確認等を求めるものになっています。

○加藤委員 わかりました。では、かなりこれから考えることと近いということですね。

○福和主査 よろしいですか。そのほかいかがでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎委員 防災対応の計画の事前作成と調和のとれた検討、この方向性は私も賛成であります。自治体もしっかりこれに対応していかないといけないわけでありまして、ただ、その前に基本方針とか考え方、策定方法とか、いろいろ詰めた議論をしていただければと思います。

最後に、15ページの具体的な防災対応を検討するためにというところで、ちょっと細か

い話になりますが、地域とか対象者、これは比較的クリアだろうと思うのですが、3番目の業種等に応じてというところはなかなか難しいところがあるかもしれないなど。通常の世界生活を維持することが望ましい場合として、防災対応にも資する観点からいったときに、もしかしたらここに関してはそちらのほうにバイアスをかけたほうがいいケースもあるかもしれないと思われます。例えば、避難の準備をするために必要な資材を購入したいので何々とか、避難の準備を行っていくためにこういうところで、例えば人を運ぶ何々の行動はぜひしてもらいたいとか、そういう機能に着目したとき、それを助ける方向の業種もあるかもしれませんが、全体としては人命を守る、明らかにリスクに備えるということに大いに重点を置きつつ、しかしながら、その中においてそれを大いに前に進めていくために必要なものについて、明らかに活動を継続してもらおうということを考える必要がある場合も出てくる可能性があると思います。業種等に応じて検討すべきというところは、多分いろいろと、より具体のシーンに即してきめ細かく検討していく必要があるのかなど。そういうつもりで書かれているのだと思いますが、私もそう思うということです。

○福和主査 ありがとうございます。

業種の中にはインフラ系の業種もありますし、物流系とか資機材の話も含めて、多分、今の論点はとても大切だと思います。

そのほかいかがでしょうか。

田村委員、どうぞ。

○田村委員 質問なのですけれども、ブロックというのは知事会のブロックみたいなことなのか、それとも被害想定に応じた何か新しいブロックをつくるのか、そのあたりを質問したいです。

○福和主査 では、事務局からでいいですか。

○高橋（事務局） 事務局です。

このブロックは検討しますが、今、例えば南トラ特措法でいえば中部地方とか、そのぐらいの地方単位で協議会をつくっていただくことになっておりますので、そういったことが念頭にはあります。

○福和主査 整備局ぐらいのスケールをイメージされているのですね。

○高橋（事務局） そうです。

○福和主査 では、阪本委員。

○阪本委員 今の話とも近いと思うのですが、やはり自治体間の広域連携の仕組みで災害対応している部分もかなり大きいので、その仕組みをどうしていくのかというのは、今後もう少し詰めて検討していかなければいけないと思います。特に被害が想定されるエリアというのは、恐らく支援活動に行くのは困難な状況になると思うので、そういうところでどう対応していくのかということと、圧倒的な人手不足も想定されるので、その点もぜひ御検討いただければと思います。

○福和主査 今の話は応急対策活動要領の考え方ともリンクをしてきますので、今の点は

よろしいですね。

○高橋（事務局） もともと今回のワーキングで議論いただくのとは関係なくといいますか、マグニチュード9、全体が被害を受けたときの応急対策活動要領の計画はできておりますが、その際にも、やはりいろいろな被災形態があるので、もう少しパターンを考えて検討しなければいけないということは明記されております。

今回の議論もごさいますので、半割れのケースですとか、具体的にそういったケースはどう対応していけばいいのかということと今後詰めていかなければいけないということは、我々としても問題意識を持っておるところでございませう。

○福和主査 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

杉保さん。

○杉保委員代理 1点要望です。16ページ、17ページに具体的な例がありますけれども、例えば16ページで避難行動検討手順のイメージが左側にありまして、国が時間とか浸水深を提示してくれるとありますが、ぜひ県と市町村がその後に具体的な内容を詰めるときに検討ができるレベルまで国のほうである程度示していただけないかというのをお願いしたいと思います。そこがどこまでなのかというのは、高知とか静岡はやっていますので、現場と少しすり合わせを行って、そこまでお願いをしたいと思います。

○福和主査 ありがとうございます。

青木委員。

○青木委員 14ページなのですが、これによりますと、大震法による各種計画の項目では、基本計画は国、強化計画は自治体、応急計画は百貨店や鉄道会社などの事業者において策定するというところでございませうけれども、行政と特定の事業者だけではなく、地域の企業の声をよく聞き、策定をしていく必要があるのではないかと考えております。

そのためにも、地域ブロック、先ほどこれはもっと大きいようなお話でございませうけれども、できれば県などの地域ブロックごと、それをさらに連携するというほうが現実的ではないかと思ひますし、地域ブロックごとの協議会の場に商工会議所などの経済団体を参画させる枠組みも必要ではないかと考えておるところでございませう。

○福和主査 ありがとうございます。多分、少し大きなブロックと県単位のブロックというのは両方併存してこないと無理だと思いますから、おっしゃるとおりだと思います。

では、先に中埜委員。

○中埜委員 避難の関係で少しお願いをしておきたいのですけれども、避難というと、どうしても外に出て逃げる意味での避難をイメージしがちなのですけれども、恐らくこういう大規模災害になってくると、先ほどちょっと話もありましたが、逃げ場所が確保できるかというとなかなか難しいことが現実として起こってくるであろうと。そうすると、在宅避難という言葉がありますけれども、在宅で避難するということを真剣に考えなければいけない。それは多分、半割れになって事が起こってから準備すればいいというわけではな

くて、恐らくもう少し前の段階から準備をしておかなければいけないので、在宅避難を促す上でも少し手前の段階から、どういうことが必要であるか。それから、在宅避難が必要になってきたときには、どういう状況を考えて、こういうときには在宅避難でいいのではないかという情報を具体的に提供できるような下準備といたしましょうか、あらかじめ我々のほうでも心づもりをして、その状態が来たときにはその情報をきちんと出してあげるといったようなことも、現実的なことを考えると非常に大事なのではないかと思いますので、今後の議論の段階でこのあたりも少し盛り込んでいく必要があるかなと思いました。

以上でございます。

○福和主査 どうもありがとうございます。

では、加藤委員。

○加藤委員 調和ということなのですけれども、今回、社会全体で対応していくということなので、行政と企業が入っているのですが、企業が入ることで、臨時情報が入ったときに全ての働く人たちが災害対応組織並みに外に働きに行かなければいけないのですね。一方で、家庭でも多分やることがたくさんあるような気がするのです。これだけ共稼ぎがふえてくると、企業と行政のことばかりやっていると家庭が破綻しそうな感じになっていて、多分ここにいらっしゃる方の大半は私も含めて仕事中心の方が多いのですが、家庭でやるべきことと会社でやることのバランスというか調和も同時に考えていかないと、社会としてはよろしくないかなと考えます。

○福和主査 多分、ガイドラインの対象の区分けをどうするかということになってきますので、組織だけではなくて個人とか、家族とか、地域とかの丁寧さが必要だということは御指摘のとおりだと思います。ただ、これも段階を追ってやっていかないと、いきなり全部をやろうとすると時間的に相当かかってくるから、徐々に段階を追って、丁寧なものをつくっていこうというスタイルでいくことになるだろうと思います。

おおむね時間が迫ってきていることを前提に、ここでどうしても発言しなくてははいけないという方がいらっしゃいましたら、御発言いただければと思います。

どうぞ。

○青木委員 今回の豪雨で、ハザードマップの確認ができていなかったことが問題になっておりますけれども、ハザードマップの周知の方法がどのような形で徹底されているのか。それを守るとともに、10ページの明らかにリスクが高い事項についての現状でできていないことを詰めていく。そのうえで、いろいろなことをやっていく。その前提の点検というのはもう一度必要ではないだろうかと思います。せっかく情報を出していながら活用されないことは残念に思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

○福和主査 ありがとうございます。最初の企業のところでのアンケートでも出てきておりますように、さまざまな情報がせっかく国から出ていても、残念ながら周知がされていない部分もありますので、これはこのワーキングだけの問題ではなくて、啓発とか教育の問題も含めて今後の共通する大事な課題だと思います。

そのほかよろしいでしょうか。ちょうど事務局に与えられた時間ぴったしになりましたので、これで事務局のほうに返したいと思います。

○林（事務局） ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日のワーキンググループを終了させていただきます。御参加いただいた委員の皆様、どうもありがとうございました。